



第4章

子育てに関する施策の展開



第4章 子育てに関する施策の展開

次世代育成支援対策推進法が一部改正され有効期限が延長されたことを受け、これに基づく「行動計画策定指針」（以降「指針」という。）も改正され、2015（平成27）年4月から適用されました。

本市ではこの指針に基づく行動計画を子ども・子育て支援事業計画（第一期計画）と一体的に策定し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児および幼児の健康の確保および増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代育成支援対策を総合的にきめ細かく取り組んでいます。今般、第一期計画の期間満了に伴い必要な見直しを2019（令和元）年度までに行い、2020（令和2）年度からの5か年を期間とする本計画において改正後の指針に基づく本市に必要な施策を盛り込みました。

なお、今回の改正事項は以下の9項目が指摘されていますが、本市の現状と課題や今後の施策の方向性を踏まえた結果、改正が必要な施策について追加・修正を行いました。

- ① 「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知）の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- ② 2016（平成28）年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記
- ③ 社会的養育の充実について、「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき策定する旨の更新
- ④ 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加
- ⑤ 医療的ケア児に関する記載の追加
- ⑥ 登下校防犯プラン（平成30年6月22日関係閣僚会議決定）や未就学児等および高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）に関する記載の追加
- ⑦ 住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- ⑧ 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- ⑨ 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実

第一期計画における施策の評価ランクは、以下の通りです。

◆ 各施策の評価指標 ◆

「A」：目標達成

「B」：推進できた

「C」：実施中である

「D」：実施したが見直しが必要

「E」：未実施



基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

基本方向（１）親と子の健康保持・増進

現状と課題

- 妊娠・出産は、身体的・精神的に不安が大きいことから、栄養指導をはじめとする妊娠初期からの支援等の保健指導が必要です。
- 乳幼児期における疾病や障がいの早期発見、早期からの支援のために、健康および発達状況の確認を行う定期的な健康診査などが必要です。
- 産後うつ病や育児不安を早期に発見し、支援することが必要です。

施策の取組

１）母子保健医療の充実

- 全ての乳児のいる家庭を早期に訪問し、母親の育児不安の軽減を図るとともに、必要に応じ関係機関との連携を図り適切な支援を実施します。
- 安心して妊娠・出産・育児ができるように、健康診査や保健指導の充実を図ります。
- 訪問指導、健康診査などを通じて、健康状態や発達の遅れ、育児放棄、虐待などを早期に把握し適切な支援を実施します。
- 妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を行います。
- 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習や情報提供を行います。
- 小児救急医療の充実を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる小児医療体制の整備を図ります。
- 産後のうつ症状や育児不安を早期に発見し、支援につなげられる体制づくりを進めます。

■主な事業

①（新生児・乳児）家庭訪問	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 生後４か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、母と子の心身の状況や養育環境を把握し、育児支援につなげます。 《評価理由等》 生後４か月を迎えるまでの訪問を目指し、必要時、里帰り先の自治体の協力を得ながら計画通り実施しています。		

②健康診査	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 心身の障がいや疾病などの異常を早期に発見し、発育、栄養、生活習慣、むし歯の予防、その他育児に関する指導を行います。 《評価理由等》 1歳6か月児および3歳児の身体発育・精神発達の確認と疾病等の早期発見のため、市内の小児科医師や歯科医師による健康診査を計画に沿って実施しています。また、併せて健康の保持増進のため、適切な指導を行っています。		
③健康教育	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及を行います。 《評価理由等》 子育てに関する講話のみならず、親世代の健康づくりに関する健康教育を実施し、自身の健康を守ることにについて意識づけを行っています。		
④健康相談	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊婦、乳幼児の保護者に対し相談指導を行います。 《評価理由等》 子育てに関する相談以外に、母親自身が抱える問題（メンタル、家族関係、仕事に関すること等）についての相談もあり、必要時、関係機関と連携し相談対応しています。		
⑤予防接種	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 予防に重点をおいた子どもの健康づくりとして、接種率を維持するとともに未接種者に対し接種を促します。 《評価理由等》 市内医療機関の他、全国どこでも接種することができる体制を整えています。		
⑥小児救急医療対策	担当課：健康課	評価：A
《事業内容》 休日急患診療所の充実を図るとともに、小児の救急医療の確保、充実を図ります。 《評価理由等》 休日急患診療所および県立宮古病院の救急外来により、小児の救急医療の確保が図られています。		
⑦妊産婦栄養支援	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 妊産婦等が食生活の重要性を理解し、望ましい食生活が実践できるよう、食に関する学習の機会や情報を提供します。（妊娠出産期の食育） 《評価理由等》 食生活の重要性を理解し、望ましい食生活が実践できるよう体験型の食育教室を実施しています。		
⑧子どもの栄養支援	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食育教室を実施します。（乳幼児期・学童期・思春期の食育） 《評価理由等》 発達段階に応じた体験型の食育教室を実施しています。		



基本方向（２）子育てと就労や社会参加の両立支援

現状と課題

- 子育てしながら働きたい女性が増加しており、多様なニーズに対応した保育の充実が求められています。
- 男女がともに仕事と子育てを両立できる社会づくりを進めるために、男女共同参画の意識の醸成や、育児・介護休業法における各種制度の普及啓発が必要です。

施策の取組

１）保育サービスの充実

- 保護者のニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- 働く形態の多様化に対応した乳児保育、延長保育、一時的保育、障がい児保育を実施するとともに、夜間保育および休日保育については、需要の動向を見極めながら実施について関係機関で協議します。

■主な事業

①病後児保育	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、児童を保育所等において一時的に預かります。 《評価理由等》 2015（平成27）年以降も小山田保育所で継続実施しており、目標を達成しています。		
②乳児保育	担当課：こども課	評価：E
《事業内容》 産休明けからの乳児保育について継続実施します。 《評価理由等》 一部、事業所内保育施設または、認可外保育施設でのみ実施されています。		
③延長保育	担当課：こども課	評価：C
《事業内容》 開所時間を超える保育について継続実施します。 《評価理由等》 民間保育所２箇所・認定こども園３箇所において、11時間を超える保育を実施しています。		
④一時保育	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 保護者の冠婚葬祭、傷病等の緊急時に一時的に行う保育について継続実施します。 《評価理由等》 2015（平成27）年以降も小山田保育所・田老保育所・新里保育所で継続実施しており、目標を達成しています。		
⑤夜間保育	担当課：こども課	評価：E
《事業内容》 午後６時以降、保護者が仕事等により保育できない場合、保護者に代わって保育をします。 《評価理由等》 一部、事業所内保育施設または、認可外保育施設でのみ実施されています。		

⑥休日保育	担当課：こども課	評価：E
《事業内容》 日曜、祝祭日の保育について、需要の動向を見極めながら実施を検討します。 《評価理由等》 継続して実施に向けた検討を進めます。		
⑦（幼稚園における）預かり保育	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 希望する園児を対象に私立幼稚園で行っている預かり保育の充実を支援します。 《評価理由等》 2015（平成27）年以降も民間幼稚園等で継続実施しており、目標を達成しています。		
⑧障がい児保育	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 障がいのある児童（身体障害者手帳、療育手帳等を所持）で、保育の実施を要する児童に対し、保育所において保育サービスを提供します。 《評価理由等》 公立の3保育所に看護師を配置し実施しています。		
⑨園児バスの運行	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 重茂児童館および小国保育所への園児送迎バスを運行します。 《評価理由等》 計画どおり、重茂児童館および小国保育所で送迎バスを運行しています。		
⑩保育人材の確保【新規】	担当課：こども課	評価：－
《事業内容》 2018（平成30）年度より、宮古市子ども・子育て幸せ基金を活用し、「民間保育士住居費支援事業補助金」「民間保育士奨学金等返済助成金」「民間保育士再就職支援金」を給付するなど、保育士の確保に努めています。		

2）就労環境の整備

- 男女共同参画社会の実現に向けて、「働きやすい職場環境づくり」について、広報、市ホームページによる情報提供、事業所等への働きかけなど普及啓発を図ります。
- 男女共同参画社会についての男性の理解と協力に向けての講座を開催するなど、男性の子育てへの参加促進を図ります。
- 市民や事業所等に、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、育児・介護休業法における育児短時間勤務等各種制度および支援についての情報提供を行います。
- 事業所における育児休業や子の看護休暇制度の普及と活用しやすい職場環境づくりを進めるため、関係機関と連携して事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みの働きかけをしていきます。
- 女性就業者の妊娠中および出産後の適切な健康管理が図られるよう、関係機関と連携して啓発を図ります。



■主な事業

①男女共同参画醸成	担当課：各課（環境生活課）	評価：C
《事業内容》 男女平等や男女共同参画の意識の醸成を進めるため、研修会の開催や広報活動を推進します。 《評価理由等》 広報掲載、フラットピア通信の発行、各種研修会等を実施しています。		
②母子家庭等自立支援給付金事業	担当課：こども課	評価：B
《事業内容》 母子家庭の母および父子家庭の父の自立に向けた資格取得等の取り組みを支援するため、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費の給付を行います。 《評価理由等》 事業は継続実施していますが、利用希望者が少ない状況です。		
③育児休業制度等普及啓発	担当課：産業支援センター	評価：C
《事業内容》 事業所における育児休業制度の一層の普及を促進するための啓発を実施します。 《評価理由等》 広報掲載、セミナー開催を実施しています。		
④女性就労者健康管理啓発	担当課：産業支援センター	評価：C
《事業内容》 妊娠中、出産後の女性労働者の健康管理、母性保護を図るための啓発を実施します。 《評価理由等》 市ホームページに掲載し啓発しています。		
⑤子の看護休暇制度啓発	担当課：産業支援センター	評価：C
《事業内容》 子どもの看護のための休暇制度の普及啓発を図ります。 《評価理由等》 広報掲載、セミナー開催を実施しています。		

基本方向（3）子育て中の家庭への支援

現状と課題

- 少子化や核家族化の進行または、災害等による地域社会の変化などにより、地域住民相互の社会的なつながりが希薄化するなど、家庭における養育力や地域における子育て力が低下してきています。
- 親子の交流の場や子ども同士の交流など多くの人とのふれあいや体験の機会を増やすことが必要です。
- 共働き世帯の増加などにより、早くから子どもを預けて働かなければならない状況から、3歳未満児、特に0歳児からの保育のニーズが高まってきています。
- 保育士の不足を主な要因として、保育所（園）において、入所を希望してもすぐに入所できない待機児童が発生しています。
- 家庭環境や収入の多寡に関わらず、誰もが安心して子育てができるよう、医療費の助成、保育にかかる費用の軽減など継続的な経済的支援が求められています。

施策の取組

1) 子育て支援の体制づくり

- 多様化する保育ニーズに対応した子育て支援体制の充実を図ります。
- 子育て中の親子が集まる機会を利用して子育ての仲間づくりを支援します。
- 民生委員・児童委員、子育て支援関係団体などによる子育て支援活動の充実を図ります。

■主な事業

①ファミリー・サポート・センター	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者を組織化し、相互援助活動を行うため、センターの充実を図ります。 《評価理由等》 計画どおり、指定管理事業により実施しています。		
②つどいの広場	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 主に乳幼児をもつ子育て中の親子の交流の場として「つどいの広場」を開設しています。 《評価理由等》 計画どおり、委託事業により市内3箇所で実施しています。		
③地域子育て支援センター	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 保育所等による地域の子育て家庭に対する相談指導、出前ひろば、子育てサークルへの支援活動等の総合的な子育て支援を促進します。 《評価理由等》 2015（平成27）年以降も小山田保育所で継続実施しており、継続運営されています。		
④幼稚園における子育て支援活動	担当課：こども課	評価：B
《事業内容》 未就園児の親子登園、子育てサークルの支援、子育てに関する相談や情報提供を促進します。 《評価理由等》 各園において、未就園児と保護者のためのイベント等実施しており、開催日や内容の重複等の調整を図り、参加者の拡大等の取り組みもはじめています。		
⑤民生委員・児童委員活動	担当課：福祉課	評価：B
《事業内容》 民生委員・主任児童委員による子どもや家庭に対する相談、援助活動の充実を図ります。 《評価理由等》 子育て中の家庭からの相談や子どもの地域生活に関わる相談等に応じたほか、要保護児童の発見・関係機関への仲介等、幅広い分野での相談・援助活動を実施し、取り組みを推進できました。		
⑥青少年学習推進事業	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 主体的に学ぶ意欲に満ちた人間性豊かな青少年を育成するため、家庭・地域・学校が連携し、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを進めるとともに、子ども会のリーダーや指導者の研修を行い、青少年の学習活動を推進します。 《評価理由等》 子ども会リーダー・育成者研修会を実施し、子ども会の運営や実際の活動について紹介し、子ども会活動の内容の向上を図っています。宮古市子ども会育成会連合会と連携し、合同で開催した時もありました。		



2) 相談・情報提供体制の充実

○多様なニーズに対応した子育て支援についての相談・支援サービスの充実を図ります。

○子育て関連情報の分かりやすい周知を行います。

■主な事業

①子育てマップ等作成	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 各種の子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックを作成、提供します。 《評価理由等》 2015（平成27）年以降も子育て支援センターで継続作成しており、目標を達成しています。		
②つどいの広場【再掲】	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 主に乳幼児をもつ子育て中の親子の交流の場を提供する「つどいの広場」の内容の充実を図ります。 《評価理由等》 計画通り、委託事業により市内3箇所で実施しています。		
③地域子育て支援センター【再掲】	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 保育所等による地域の子育て家庭に対する相談指導、出前ひろば、子育てサークルへの支援活動等の総合的な子育て支援を促進します。 《評価理由等》 2015（平成27）年以降も小山田保育所で継続実施しており、目標を達成しています。		
④（新生児・乳児）家庭訪問【再掲】	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、母と子の心身の状況や養育環境を把握し、育児支援につなげます。 《評価理由等》 生後4か月を迎えるまでの訪問を目指し、必要時、里帰り先の自治体の協力を得ながら計画通り実施しています。		
⑤健康教育【再掲】	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及を行います。 《評価理由等》 子育てに関する講話のみならず、親世代の健康づくりに関する健康教育を実施し、自身の健康を守ることに意識づけを行っています。		
⑥健康相談【再掲】	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊婦、乳幼児の保護者に対し相談指導を行います。 《評価理由等》 子育てに関する相談以外に、母親自身が抱える問題（メンタル、家族関係、仕事に関すること等）についての相談もあり、必要時、関係機関と連携し相談対応しています。		
⑦子育て世代包括支援センター【新規】	担当課：健康課・こども課	評価：—
《事業内容》 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援のため、2020（令和2）年度より「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠・出産・子育てに関する相談窓口として、保健師・助産師等が相談に応じます。		

3) 教育・保育の提供体制の充実

- 認定こども園の整備促進など民間活力の活用も含めた保育所の適正配置を進め、待機児童の解消を図ります。
- 臨時保育士の採用のほか、潜在保育士の活用を検討し、保育士の確保を図ります。
- 私立の幼稚園・保育園の職員の資質の向上を図るための支援を継続します。

■主な事業

①保育所等適正配置	担当課：こども課	評価：B
《事業内容》 民間活力の活用も含めた保育所等の適正配置を進め待機児童の解消に努めています。 《評価理由等》 公立分は目標どおり推移しており、2019（平成31）年4月時点の待機児童は0人となったが、幼保無償化による入所希望者の増加等に対応が必要です。		
②私立幼稚園支援事業	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 幼稚園の振興や職員の資質向上を図ることを目的として、補助金交付による支援を行います。 《評価理由等》 事業目的どおり実施しました。		
③私立保育園支援事業	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 私立保育園の振興と職員の資質向上を図ることを目的として、補助金交付による支援を行います。 《評価理由等》 事業目的どおり実施しました。		

4) 経済的負担の軽減

- 保育所や幼稚園等の保育にかかる費用について、保護者の負担軽減を図ります。
- 妊産婦・乳幼児・小中学生・ひとり親家庭等の医療費の負担軽減を継続していくとともに、対象年齢の拡大等を検討していきます。
- 国民健康保険税の子どもにかかる均等割の減免により、子育て世代の負担軽減を図ります。
- 高校生および大学生等へ奨学金を貸し付けることにより、次代を担う子どもたちの教育機会の拡大と保護者の負担軽減を図ります。
- 経済的な理由で学校に通うことが難しい子どもの保護者に対し、学校教育法等に基づき、就学に必要な学用品・給食費などの援助を継続して行います。



■主な事業

①妊産婦・乳幼児・小中学生・ひとり親家庭等医療費給付事業	担当課：総合窓口課	評価：B
《事業内容》 妊産婦、乳幼児、小中学生およびひとり親家庭の医療費負担を軽減するため、医療費支援を行います。 《評価理由等》 2015（平成27）年4月より医療費助成の対象を中学生まで拡大しました。また、2016（平成28）年8月から未就学児と妊産婦を対象に全県統一で現物給付を開始し、さらに2019（令和元）年8月からその対象を小学生まで拡大しました。		
②保育料負担軽減	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 保育所や幼稚園の保育料について、子育て支援を推進するため、保護者の負担軽減を図ります。 《評価理由等》 2019（令和元）年10月に施行された国による幼保無償化に加え、市独自で無償化対象範囲の拡大を行いました。		
③幼稚園就園奨励助成	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 幼稚園への就園を奨励し、幼児教育の機会均等を図るため、入園料および保育料について、助成を行います。 《評価理由等》 事業目的どおり実施しました。		
④児童手当	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 次世代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するために、中学校修了前までの児童を養育している方に児童手当を支給します。 《評価理由等》 事業目的どおり実施しました。		
⑤児童扶養手当	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 ひとり親家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。 《評価理由等》 事業目的どおり実施しました。		
⑥養育医療給付事業	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 身体の発育が未熟なまま生まれ、入院治療が必要な児童に対して、指定養育医療機関が行う養育に係る医療費等の一部を助成します。 《評価理由等》 指定養育医療機関で実施する養育にかかる医療等の一部を公費負担することにより、経済的負担の軽減を行っています。		
⑦奨学金貸付	担当課：学校教育課	評価：B
《事業内容》 経済的な理由により就学が困難な高校生および大学生等に対し、奨学金の貸付を行います。 《評価理由等》 計画どおり、経済的な理由により就学が困難な高校生および大学生等に対し、奨学金の貸付を実施しています。		
⑧就学援助	担当課：学校教育課	評価：B
《事業内容》 経済的な理由で学校に通うことが難しい児童生徒のため、学用品費などの援助を行います。 《評価理由等》 事業の周知を図り、計画どおり援助が必要な世帯に実施しています。		

⑨宮古市在宅子育て支援金【新規】	担当課：こども課	評価：－
《事業内容》 市内で生後7か月から満1歳のお子さんを養育する世帯のうち、保育施設などを利用しないで子育てをしている世帯に対して多様な子育てができるように、経済的な支援を行うため子育て支援金の給付を行います。		
⑩副食費の助成【新規】	担当課：こども課	評価：－
《事業内容》 2019（令和元）年10月からの国による幼保無償化の対象とならない副食費（おかず・おやつ代）についても、市独自の助成として月4,500円を超えない範囲で軽減を行います。		
⑪子どもの国保税均等割減免【新規】	担当課：総合窓口課・税務課	評価：－
《事業内容》 子育て世代の負担軽減を図るため、2019（平成31年）年度分より18歳以下の子どもを対象に国民健康保険税における子どもの均等割減免を実施します。		

基本方向（４）子育てしやすい生活環境の整備

現状と課題

○子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備を進めます。

施策の取組

１）子育てにやさしいまちづくり

○妊婦や乳幼児連れの親等全ての人々が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、全ての人々が使いやすい設計思想（ユニバーサルデザイン）の取り入れを図ります。

○子育てをしやすいよう、住宅の取得、増改築等に対する融資等の支援対策について、その有効活用のための情報提供を行います。

○子どもを交通事故から守るため、交通安全についての講習会などを実施します。

■主な事業

①男女共同参画醸成【再掲】	担当課：各課（環境生活課）	評価：C
《事業内容》 男女平等や男女共同参画の意識の醸成を進めるため、研修会の開催や広報活動を推進します。 《評価理由等》 広報掲載、フラットピア通信の発行、各種研修会等を実施しています。		
②バリアフリー化推進	担当課：環境生活課	評価：C
《事業内容》 公園施設について、妊婦や子ども連れが安全かつ円滑に利用できるようバリアフリー化を推進します。 《評価理由等》 妊婦、子供連れの方が円滑に利用できるようトイレのバリアフリー化を進めています。今後も継続して実施していきます。		



③化学物質環境対策	担当課：環境生活課	評価：C
《事業内容》 化学物質に関する啓発や情報提供を行います。 《評価理由等》 大気汚染および水質汚濁については、定点観測を実施しており環境基準を超える数値はありませんでした。環境基準を超える数値が生じた場合には、市民への情報提供を行います。		
④交通安全教育	担当課：環境生活課	評価：C
《事業内容》 日常生活において交通安全に必要な基本的技術および知識を習得させるため、講習会などによる交通安全教育を推進します。 《評価理由等》 宮古市交通指導員による交通安全教室を各保育施設において継続して実施しています。		
⑤防犯設備整備	担当課：建設課	評価：A
《事業内容》 通学路における防犯灯の整備を推進します。 《評価理由等》 地域や学校の要望に応じて、防犯灯の新設やLED化を進めています。		
⑥住環境の整備推進	担当課：建築住宅課	評価：C
《事業内容》 居住者が住みやすいと実感できるユニバーサルデザインによる住環境の整備を促進します。 《評価理由等》 今後整備する公的施設においてユニバーサルデザインを取り入れるよう推進していきます。		
⑦公営住宅建設	担当課：建築住宅課	評価：B
《事業内容》 良質な公営住宅の整備を推進します。 《評価理由等》 良質な市営住宅の供給のために長寿命化型改善を継続して実施しています。		
⑧シックハウス対策	担当課：建築住宅課	評価：A
《事業内容》 室内空気汚染に関する相談対応を行います。 《評価理由等》 化学物質等による室内環境の相談等へ継続して取り組みます。		
⑨建築基準法の遵守	担当課：建築住宅課	評価：A
《事業内容》 住宅やビル等の居室を対象として、クロルピリホスの使用禁止、ホルムアルデヒドに関する建築材料の使用制限等の義務付けを指導します。 《評価理由等》 住宅新築の事前相談や確認申請審査を通じて法令遵守を継続して実施しています。		

基本目標Ⅱ 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

基本方向（１）子どもの健全育成

現状と課題

- 少子化の進行により、遊びを通じての仲間関係の形成や、社会性の発達に大きな影響が生じていると考えられます。
- 次代を担う子どもの健やかな成長を支援するために、スポーツや読書など多様な活動環境の整備を図ることが必要です。
- 心身の発達や疾病予防など、自己の健康について理解できる知識を身につけていくことが必要です。
- 思春期教育を通して、性に関する正しい知識を身につけ、また、食に関する学習機会の提供を図ることにより、健全な成長を支援することが必要です。

施策の取組

１）健全育成活動の推進

- 関係機関、関係団体と少年センターが連携して、啓発活動および街頭補導活動により青少年の非行未然防止と健全育成を図ります。
- 子どもの自主性を尊重した子ども会活動の活性化を推進し、地区ＰＴＡとの連携を図りながら、子ども会が行う各種活動の支援を実施します。
- 子どもの体力づくり、健康づくりを図り、集団での生活に慣れ親しみ、自主性や積極性を養えるよう、スポーツ少年団の活動や各種スポーツ大会の開催支援を実施します。
- 子どもが安心して活動できる環境の整備に努めるとともに、家庭、地域、学校が連携して子どもを育てる環境づくりを行います。
- 読書の大切さを認識し、乳幼児期から読書に親しむ環境の充実を図ります。

■主な事業

①少年センター運営	担当課：環境生活課	評価：C
《事業内容》 関係機関・団体等との連携により、街頭補導やキャンペーン事業を実施して非行の防止・保護の徹底を図ります。 《評価理由等》 こどもの非行防止や犯罪に巻き込まれないよう呼びかけ、見守り活動を実施中です。		



②地域安全活動推進	担当課：各課（環境生活課）	評価：C
《事業内容》 関係機関・団体等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する子どもへの有害情報の自主的措置の働きかけを推進します。 《評価理由等》 子どもを犯罪や事故から守り、安全な成長を守る住民活動を支援しています。		
③生活習慣病予防健診	担当課：学校教育課	評価：B
《事業内容》 学校の健康診断の際、小学校4年生と中学校1年生に生活習慣病検査を行います。 《評価理由等》 小学4年生、中学1年生の希望者を対象に検査を実施しながら、生活習慣病の予防に努めています。		
④青少年体験学習推進事業	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 小学生に、野外活動や郷土学習、交流など体験活動の機会を提供します。 《評価理由等》 公民館の事業を通じて、創作体験や調理体験、郷土学習などを行っています。		
⑤青少年学習推進事業【再掲】	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 主体的に学ぶ意欲に満ちた人間性豊かな青少年を育成するため、家庭・地域・学校が連携し、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを進めるとともに、子ども会のリーダーや指導者の研修を行い、青少年の学習活動を推進します。 《評価理由等》 子ども会リーダー・育成者研修会を実施し、子ども会の運営や実際の活動について紹介し、子ども会活動の内容の向上を図っています。宮古市子ども会育成会連合会と連携し、合同で開催した時もありました。		
⑥学校施設開放	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 放課後や休日等における体育館、運動場等の学校施設の開放を行います。 《評価理由等》 2015（平成27）年度実績：32校/2018（平成30）年度実績：28校 生涯スポーツ推進と地域のコミュニティづくり促進のため、今後も継続して活動の場を提供する必要があります。		
⑦スポーツ少年団支援	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 スポーツを通じて個々の可能性や集団の中での積極性を養うため、スポーツ少年団での活動を支援します。 《評価理由等》 2015（平成27）年度実績：42団体/2018（平成30）年度実績：42団体 少子化により団員数は減少していますが、団数は維持されています。青少年の健全な育成に少年団活動は必要不可欠なことから、今後も継続していく必要があります。		
⑧保健体育（スポーツ大会の支援）	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 なわとび大会、ドッジボール大会、ハーフマラソン大会等を支援し、スポーツ、レクリエーションの普及を図ります。 《評価理由等》 2015（平成27）年度実績：各年1回/2018（平成30）年度実績：各年1回 子どもの心身の健全育成において、スポーツが担う役割は大きいことから、今後も推進が求められます。		

⑨子ども読書活動支援事業	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 子どもの読書活動を支援するため、読書ボランティア講習会等を開催するとともに、乳幼児の心とこばを育む「ブックスタート事業」を継続実施し、乳幼児期から読書に親しむ環境の充実を図ります。 《評価理由等》 読書ボランティア研修会を実施し、読書ボランティアの確保と養成を図っています。市内の7か月児と3歳児に絵本を配布する「ブックスタート事業」を継続実施しており、読書に親しむ環境づくりを行っています。		
⑩スポーツチャレンジ事業	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 東日本大震災の被害により子どもたちの運動場所が損なわれていることから、運動の機会を提供し、健康増進を図ります。 《評価理由等》 2015（平成27）年度実績：参加者数508名/2018（平成30）年度実績：参加者数320名 子どもたちに体を動かす楽しさや喜びを実感できる機会を提供する事業であることから今後も推進が求められます。		

2）思春期対策の推進

- 思春期における学習機会の充実を図ります。
- 性感染症、望まない妊娠・出産、喫煙、食習慣等に関する教育・相談・情報提供等を充実させるとともに、たばこやアルコール依存、薬物乱用等の防止についての啓発指導の推進を図ります。

■主な事業

①思春期教室	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 小中高生・保護者等に対し、命と心の大切さや性に関する正しい情報を伝えていきます。 《評価理由等》 市内小中学校・高等学校において、生＝性教育講演会として実施しています。		
②子どもの栄養支援【再掲】	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食育教室を実施します。（乳幼児期・学童期・思春期の食育） 《評価理由等》 食に関する情報提供や学校・地域において体験型の食育教室を実施しています。（再掲ではありませんが、評価理由が異なります。）		
③喫煙・飲酒防止普及啓発事業	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 未成年者の喫煙や飲酒を防止するため、小・中高生や保護者に対し、たばこやアルコールの害についての正しい情報を伝えていきます。 《評価理由等》 市内小中学校・高等学校において、リーフレットの配布による普及啓発を実施しています。		



基本方向（２）子どもがのびのびと成長できる環境の整備

現状と課題

- 子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、子どもの生きる力を育て健やかな成長を促すために、教育体制の充実、教育環境の整備を図るほか、学校、家庭、地域が連携を図り、取り組みを進めることが求められています。
- 豊かな心を育み、郷土に対する愛情を深めるために、本市の恵まれた自然を活用した体験活動の充実や、伝統文化に触れる機会の拡充が必要です。
- 親が就労等により放課後家庭にいない子どもについて、健全な居場所の整備が求められています。

施策の取組

1) 豊かな人間性を育む教育の推進

- 子どもたちが生涯を通じて学び続ける資質や能力を育成するために、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の推進を図ります。
- 学校が地域や子どもたちの実情に応じて主体的に創意工夫のある教育活動を展開し、自主的・自立的な学校運営ができるよう取り組みを推進します。
- 学校教育における情報教育の充実や、各教科、総合的な学習の時間の活動における「調べ学習」「学び方学習」等を充実させるため、小・中学校へのコンピュータ教育を推進します。
- 小規模の小・中学校において、複数の学校が連携しながら、合同授業や体験教室の開催、中学校運動部の合同練習など教育活動を活性化させ、教育効果の向上を図ります。
- 保護者や地域住民の参画しやすい環境を整え、開かれた学校づくりを推進します。
- 子どもが本に親しみやすい環境を作り、自発的、主体的な学習活動を支援し、心身の健やかな成長を促します。
- 子どもたちの認知症に対する学びを通して、祖父母や地域の高齢者への思いや、いたわりの心を育みます。

■主な事業

①総合学習の実施	担当課：学校教育課	評価：A
《事業内容》 地域の中での学校独自の教育活動を通して、児童生徒が自ら考え行動する力を育成します。 《評価理由等》 各小中学校において年間指導計画を立て実施しています。		
②情報教育の推進	担当課：学校教育課	評価：B
《事業内容》 学校の情報教育の充実を図り、また、教育用コンピュータ施設の充実を図ります。 《評価理由等》 各校1名参加悉皆の研修会を実施し、推進に努めています。		
③遠距離通学の支援	担当課：学校教育課	評価：A
《事業内容》 特に遠距離を通学する児童生徒のため、必要に応じて交通手段等を確保します。 《評価理由等》 必要に応じて交通手段等を確保しました。		
④宮古新教育プラン (宮古・ニュートン・スクール)	担当課：学校教育課	評価：A
《事業内容》 実験教室や自然観察会など、小学生の自然科学に対する興味・関心を高めるための事業を行います。 《評価理由等》 実験教室等（ニュートン・スクール）を実施し、自然科学等への興味関心の醸成が図られました。		
⑤宮古新教育プラン (宮古JHS・パワーアップ作戦)	担当課：学校教育課	評価：B
《事業内容》 中学校の部活動における合同練習等を行うとともに、地域の指導者を活用して体力の向上と望ましい心身の伸長や態度の育成を図ります。 《評価理由等》 市内各中学校に周知し、活用されています。		
⑥学校評議員	担当課：学校教育課	評価：A
《事業内容》 地域に開かれた学校運営のため、地域住民を学校評議員に任命し、地域と連携する学校運営を進めます。 《評価理由等》 学校評議員を任命し、地域と連携した学校運営を進めることができました。		
⑦子ども読書活動支援事業	担当課：学校教育課	評価：B
《事業内容》 子ども読書活動支援員、学校図書館支援員を配置し、学校図書館および読書活動の充実を図ります。 《評価理由等》 学校図書館支援員（11人）を配置し、児童生徒の読書習慣の形成を図っています。		



2) 豊かな自然や伝統文化体験の充実

○森・川・海に囲まれた本市の豊富な自然を活用し、体験活動の充実を図ることにより、子どもの知識や経験を深める活動を推進します。

○自然観察や体験、郷土の伝統文化にふれあうことを通じ、郷土を理解する機会の提供を図ります。

■主な事業

①自然環境学習	担当課：農林課	評価：B
《事業内容》 休暇村陸中宮古、湯ったり館周辺山林を中心とした森林観察と木工体験を行います。 《評価理由等》 山林での自然観察会だけでなく、市民交流センターと共催でイベントを行ったり、宮古市産業まつりの際に木工・クラフト体験を実施するなど、様々な場所で幅広い世代の方々にご参加いただきました。		
②林業体験	担当課：農林課	評価：B
《事業内容》 きのこの植菌体験を通じて林業について学ぶ機会を提供します。 《評価理由等》 赤前小学校および新里小学校の児童を対象にしいたけ植菌体験、採取体験を実施し、児童の興味関心を引き出すことができました。		
③地産地消推進事業	担当課：農林課	評価：A
《事業内容》 田植え、稲刈り等の農業体験イベントの開催をします。 《評価理由等》 計画どおり、田植え、稲刈り等の農業体験イベントを年4回開催しています。		
④青少年体験学習推進事業【再掲】	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 小学生に、野外活動や郷土学習、交流など体験活動の機会を提供します。 《評価理由等》 公民館の事業を通じて、創作体験や調理体験、郷土学習などを行っています。		
⑤縄文体験学習	担当課：文化課	評価：B
《事業内容》 小・中学生と一般を対象に、体験学習を通して縄文時代について学ぶ機会を提供します。 《評価理由等》 2016(平成28)年7月に開館した崎山貝塚縄文の森ミュージアムを拠点に、企画展や体験学習、各種講座等の実施により縄文時代や宮古の歴史・文化を学ぶ機会を提供し、市内の子供たちの参加を得ています。今後も、参加者からのアンケート調査結果などに基づき、開催日や体験時間等の調整を図りながら、参加者の拡大、機会の提供に努めていく必要があります。		
⑥芸術・文化活動支援	担当課：文化課	評価：C
《事業内容》 子どもや青少年に優れた芸術や文化の鑑賞機会の拡充を図ります。 《評価理由等》 文化芸術による子供の育成事業について、各小中学校に情報提供や案内をしているが、実施を希望する学校はほとんどありませんでした。一方で、小中学校への団体鑑賞事業を実施し、各学校の参加を得ています。また、被災地支援事業などに児童生徒を招待し、文化芸術に触れる機会を提供しています。		

3) 子どもの居場所づくりの推進

- 放課後等における子どもの安全な居場所づくりを進め、地域と協力して遊びや学習の場の提供を行います。
- 「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室」の連携を図り、両事業を一体的に提供し、「新・放課後子ども総合プラン」を推進します。

■主な事業

①放課後児童健全育成 (学童の家・学童保育)	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るため、学童の家や児童館における学童保育の充実を図ります。 《評価理由等》 要望箇所へは、全て設置のうえ継続運営を行っています。		
②不登校児童生徒支援事業 (サーモン教室)	担当課：学校教育課	評価：B
《事業内容》 適応指導教室（サーモン教室）を設置し、長期間にわたる不登校児童生徒に対し、学習支援、体験活動などを行いながら、生活リズムの回復や学校への復帰を促します。 《評価理由等》 サーモン教室への通級を通じた適応指導により、不登校児童生徒の学校復帰につながっています。		
③放課後子ども教室推進	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 学びや地域住民との交流の場の提供を図ります。 《評価理由等》 地域の住民を安全管理員として配置し、放課後に安心して学習や遊びができる場所の提供を行っています。		



基本目標Ⅲ 子どもも親も共に学び成長していける環境づくり

基本方向（１）家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

- 核家族化や少子高齢化の進行、人口減少等により、家庭や地域社会の変化が進む中で、あらためて子育てについての学習機会の提供を行うことが必要です。
- 家庭と地域との連携を深めながら、地域の教育力を活用して様々な機会や体験を通して、親子それぞれが学んでいくことができる取り組みが必要です。
- 「食育」を通して家庭、地域、学校と連携を深めながら、「食」の大切さを学ぶ取り組みが必要です。

施策の取組

１）子育てに関する学習機会の充実

- 子育てに関する情報提供や親同士の交流を図る機会や学習機会を提供します。
- 地域全体で子育て中の家庭を支えることができるよう、講演会や研修会等を開催し、意識啓発を図ります。
- 乳幼児から中学生まで、子どもの発達段階に応じた知識や情報を提供します。

■主な事業

①乳幼児ふれあい体験	担当課：こども課 生涯学習課	評価：B
《事業内容》 高校生を対象に、乳幼児にふれあう機会を与え、生命の尊さを学び、母性、父性の育成を図ります。 《評価理由等》 乳幼児期家庭教育学級の実施に合わせて、高校生ふれあい体験を実施し、次世代を担う高校生を対象に、子育てについての知識や、子育てをめぐる状況を学習する機会を提供しました。		
②妊産婦栄養支援【再掲】	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 妊産婦等が食生活の重要性を理解し、望ましい食生活が実践できるよう、食に関する学習の機会や情報を提供します。（妊娠出産期の食育） 《評価理由等》 食生活の重要性を理解し、望ましい食生活が実践できるよう体験型の食育教室を実施しています。		
③子どもの栄養支援【再掲】	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食育教室を実施します。（乳幼児期・学童期・思春期の食育） 《評価理由等》 発達段階に応じた体験型の食育教室を実施しています。		

④喫煙・飲酒防止普及啓発事業【再掲】	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 未成年者の喫煙や飲酒を防止するため、小・中高生や保護者に対し、たばこやアルコールの害についての正しい情報を伝えていきます。 《評価理由等》 市内小中学校・高等学校において、リーフレットの配布による普及啓発を実施しています。		
⑤講演会・研修会等開催	担当課：健康課 生涯学習課	評価：B
《事業内容》 講演会、研修会などの開催により、子育てに関する学習の場を提供します。 《評価理由等》 祖父母を対象とした教室を実施し、子育てに関する学習の場を提供しました。家庭教育学級の研修会や中央講座を開催し、子育てに関する学習の場を設けました。		
⑥家庭教育学級	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 乳幼児期、小・中学校期において、子育ての学習機会や情報提供のほか、相談や親子の交流等を実施し、家庭教育を支援します。 《評価理由等》 幼児期、小中学校期において、子育ての学習機会や情報の提供を行っています。		

2) 地域の教育力の向上

○子どもたちが自ら学び、行動する力を育むため、地域住民や関係機関で協力した取り組みを行い、地域の教育力の向上を図ります。

■主な事業

①地域学校協働本部事業	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域との連携体制の構築を図り、ボランティアによる多様な形態の教員支援を行うとともに、地域の教育力の向上を目指します。 《評価理由等》 地域の住民を地域コーディネーターとして、学校に配置し、地域連携にかかわる内容について企画・運営を行っています。なお、現在は「地域学校協働活動」と名称を改めています。		
②放課後子ども教室推進【再掲】	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 学びや地域住民との交流の場の提供を図ります。 《評価理由等》 地域の住民を安全管理員として配置し、放課後に安心して学習や遊びができる場所の提供を行っています。		
③青少年学習推進事業【再掲】	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 主体的に学ぶ意欲に満ちた人間性豊かな青少年を育成するため、家庭・地域・学校が連携し、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを進めるとともに、子ども会のリーダーや指導者の研修を行い、青少年の学習活動を推進します。 《評価理由等》 子ども会リーダー・育成者研修会を実施し、子ども会の運営や実際の活動について紹介し、子ども会活動の内容の向上を図っています。宮古市子ども会育成会連合会と連携し、合同で開催した時もありました。		



基本方向（２）次代を担う若い世代への支援

現状と課題

○次代の親となる青年期や学童期に子どもとのふれあう機会が年々少なくなってきたり、そうした異年齢間のふれあいを通して、幼い子どもに対しての愛着や命の大切さなどを学ぶ体験の機会を充実させていくことが必要です。

施策の取組

１）次代の親の育成支援の充実

○男女が協力して子育てに携わっていくことが必要であり、男女共同の意識の醸成を図るための取り組みを推進します。

○中・高校生が乳幼児とのふれあい体験ができるように事業の拡大充実を図ります。

■主な事業

①男女共同参画醸成【再掲】	担当課：各課（環境生活課）	評価：C
《事業内容》 男女平等や男女共同参画の意識の醸成を進めるため、研修会の開催や広報活動を推進します。 《評価理由等》 広報掲載、フラットピア通信の発行、各種研修会等を実施しています。		
②乳幼児ふれあい体験【再掲】	担当課：こども課 生涯学習課	評価：B
《事業内容》 高校生を対象に、乳幼児にふれあう機会を与え、生命の尊さを学び、母性、父性の育成を図ります。 《評価理由等》 乳幼児期家庭教育学級の実施に合わせて、高校生ふれあい体験を実施し、次世代を担う高校生を対象に、子育てについての知識や、子育てをめぐる状況を学習する機会を提供しました。		

2) 世代間交流の推進

- 保育所、児童館、幼稚園等において、幼児期からの世代間交流を積極的に進めます。
- 放課後子ども教室の推進により、地域住民と共同して、子どもたちに学びの場を提供するとともに、交流の推進を図ります。

■主な事業

①保育所地域活動	担当課：こども課	評価：B
《事業内容》 地域住民との世代間交流をはじめとする保育所地域活動を、保育所（園）の実情に合わせて実施します。 《評価理由等》 各保育所の独自事業により、田植えから稲刈り作業を行ったり、保育所管内の高齢者福祉施設との交流を行っています。		
②放課後子ども教室推進【再掲】	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 学びや地域住民との交流の場の提供を図ります。 《評価理由等》 地域の住民を安全管理員として配置し、放課後に安心して学習や遊びができる場所の提供を行っています。		



基本目標Ⅳ 保護や支援が必要な子どもや家庭を支える環境づくり

基本方向（１）子どもを支える取り組みの充実

現状と課題

- 虐待についての相談件数が毎年増加傾向にあり、虐待の恐れのある家庭、児童の早期発見および関係機関での連携した取り組みが必要です。
- いじめや不登校に悩む児童生徒に対し、相談や学校復帰に向けての多様な活動の実施など、継続した取り組みが必要です。
- 発達障がいを含む障がいにより、特別の支援を要する児童に対し、関係機関で連携した専門的な支援の取り組みが必要です。
- 東日本大震災で被災した児童に対し、訪問等による心のケアの継続支援等が求められています。

施策の取組

１）保護や支援を要する子どもへの取り組みの推進

- 乳幼児健康診査などを通じ、児童虐待の早期発見を図ります。
- 虐待の恐れ等要保護児童について、適切かつ早期の対応を図るため、関係機関のネットワークの充実を図り、児童虐待を未然に防止する取り組みを進めます。
- 被害を受けた子どもの精神面の立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや保護者に助言を行うなど学校や関係機関と連携したきめ細かな支援を行います。
- いじめや不登校等の問題に早期に対応するため、相談体制の充実を図ります。
- 東日本大震災による被災により、孤児、遺児となった児童に対し、関係機関と連携した心のケアを実施します。

■主な事業

①（新生児・乳児）家庭訪問【再掲】	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 生後４か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、母と子の心身の状況や養育環境を把握し、育児支援につなげます。 《評価理由等》 生後４か月を迎えるまでの訪問を目指し、必要時、里帰り先の自治体の協力を得ながら計画通り実施しています。		

②健康診査【再掲】	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 心身の障がいや疾病などの異常を早期に発見し、発育、栄養、生活習慣、むし歯の予防、その他育児に関する指導を行います。 《評価理由等》 1歳6か月児および3歳児の身体発育・精神発達の確認と疾病等の早期発見のため、市内の小児科医師や歯科医師による健康診査を計画に沿って実施しています。また、併せて健康の保持増進のため、適切な指導を行っています。		
③要保護児童対策	担当課：こども課	評価：B
《事業内容》 地域に密着した相談の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会活動の推進や要保護児童に関する通告義務についての広報・啓発を進めます。 《評価理由等》 要保護児童対策地域協議会を設置し児童相談所等、関係機関と協力して推進しています。		
④幼児言語障害教育（ことばの教室）	担当課：学校教育課	評価：A
《事業内容》 ことばに遅れ等がみられる幼児とその保護者を対象に検査、指導および相談を行います。 《評価理由等》 通級指導教室および就学時健診での検査、ことばの教育相談会を実施しています。		
⑤発達支援事業	担当課：こども課	評価：B
《事業内容》 主に乳幼児から中学生までを対象に、発達が気になる子どもや発達のアンバランスによる困りごとを抱えている子どもに早期に気づき、よりよい将来に向けて成長・発達を促していけるよう支援します。相談や子どもを理解するための援助など支援者の支援を基本に、支援情報等の引継ぎの推進、関係機関のネットワークづくり等を行います。 《評価理由等》 発達上の様々な「困り」を抱えた子どもおよび、支援者への相談支援および、関係機関との連携の調整のほか、研修や支援の引継ぎの仕組みづくりを行いました。		
⑥教育相談室	担当課：学校教育課	評価：A
《事業内容》 児童生徒やその保護者等を対象に、不登校やいじめなどの教育に関する相談を行います。 《評価理由等》 不登校やいじめ等、教育に関する相談を行いました。		
⑦不登校児童生徒支援事業（サーモン教室）【再掲】	担当課：学校教育課	評価：B
《事業内容》 適応指導教室（サーモン教室）を設置し、長期間にわたる不登校児童生徒に対し、学習支援、体験活動などを行いながら、生活リズムの回復や学校への復帰を促します。 《評価理由等》 サーモン教室への通級を通じた適応指導により、不登校児童生徒の学校復帰につながっています。		

2) 障がいのある子どもへの支援の充実

- 障がいのある児童に対し、保育所や放課後等デイサービスにおいて保育サービス等を提供するとともに、専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 学校教育において、特別支援教育支援員を配置等し、様々な困りごとをもつ児童生徒に対する学校生活上の介助や学習支援を行います。



■主な事業

①障がい児保育【再掲】	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 障がいのある児童（身体障害者手帳、療育手帳等を所持）で、保育の実施を要する児童に対し、保育所において保育サービスを提供します。 《評価理由等》 公立の3保育所に看護師を配置し実施しています。		
②障害児通所支援事業	担当課：福祉課	評価：C
《事業内容》 障がいのある児童に対し、児童発達支援や放課後等デイサービスを実施し、支援の強化を図ります。 《評価理由等》 市内には、児童発達支援1事業所、放課後等デイサービス1事業所のみです。事業内容の周知、窓口での相談等により必要とする障がい児および家族に事業の利用について支援しました。		
③難聴児補聴器購入費助成事業	担当課：福祉課	評価：B
《事業内容》 身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の獲得を促進するため、補聴器購入費の助成を行います。 《評価理由等》 第一期計画期間において、年平均2人の軽度・中等度難聴児へ、聴覚による言語の獲得を促進するため補聴器購入費の一部を助成しました。2019（令和元）年度からはF M型補聴器も事業対象に加えるなど支援内容を拡充しました。		
④自立支援医療（育成医療）	担当課：福祉課	評価：C
《事業内容》 身体障がい児等が障がい除去、軽減する手術等の医療を行う場合に、医療費の一部助成を行います。 《評価理由等》 障がい除去、軽減する手術等の医療が必要な18歳未満の障がい児等に対し、医療費の一部助成による支援のため、事業の周知、窓口での相談等を実施しました。		
⑤発達支援事業【再掲】	担当課：こども課	評価：B
《事業内容》 主に乳幼児から中学生までを対象に、発達が気になる子どもや発達のアンバランスによる困りごとを抱えている子どもに早期に気づき、よりよい将来に向けて成長・発達を促していけるよう支援します。相談や子どもを理解するための援助など支援者の支援を基本に、支援情報等の引継ぎの推進、関係機関のネットワークづくり等を行います。 《評価理由等》 発達上の様々な「困り」を抱えた子どもおよび、支援者への相談支援および、関係機関との連携の調整のほか、研修や支援の引継ぎの仕組みづくりを行いました。		
⑥特別支援教育事業	担当課：学校教育課	評価：B
《事業内容》 特別な支援を要する児童生徒に対して、特別支援教育支援員を配置し、学校生活の支援を行います。 《評価理由等》 児童生徒のニーズの応じた支援を行っています。		

3) 発達が気になる子どもへの支援の充実

- 発達が気になる子どもへの早期発見・早期支援体制の充実を図ります。
- 就学前の発達が気になる幼児を対象に相談や指導を行い、子どもの就学に向けての支援シート（PASS）を活用するなど円滑な就学を支援します。
- 早期からの教育相談や就学指導の充実を図ります。また、全ての子どもの能力や可能性を最大限伸ばしていく教育を進めるとともに、特別な教育的支援が必要な子どもについては、その状況や程度に応じた指導・支援を実施します。
- 保育所、幼稚園等において、発達が気になる子どもの様子に気づき、日常生活の中でサポートしていける支援者の育成を図ります。

■主な事業

①発達相談	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 集団健診等において発達が気になり経過観察となった子どもを対象に、健やかな発達を促すため、発達相談を実施します。 《評価理由等》 発達の遅れが心配される児とその保護者を対象に、関係機関との連携を図り専門スタッフによる発達相談と指導を実施しています。		
②発達支援事業【再掲】	担当課：こども課	評価：B
《事業内容》 主に乳幼児から中学生までを対象に、発達が気になる子どもや発達のアンバランスによる困りごとを抱えている子どもに早期に気づき、よりよい将来に向けて成長・発達を促していけるよう支援します。相談や子どもを理解するための援助など支援者の支援を基本に、支援情報等の引継ぎの推進、関係機関のネットワークづくり等を行います。 《評価理由等》 発達上の様々な「困り」を抱えた子どもおよび、支援者への相談支援および、関係機関との連携の調整のほか、研修や支援の引継ぎの仕組みづくりを行いました。		

基本方向（2）家庭を支える取り組みの充実

現状と課題

- 少子化や核家族化の進行等、社会状況の変化に伴い、児童虐待やDV等養育に関する複雑な問題が発生しており、相談や援助体制の充実が求められています。
- ひとり親家庭への相談体制の充実や、経済的な支援などの取り組みを継続することが必要です。

**施策の取組****1) 支援を要する家庭への取り組みの推進**

- 虐待の恐れのある家庭について、児童相談所等関係機関と連携を図り、早期発見を図るとともに、保護を要する家庭の支援を図ります。
- 家庭内における配偶者への暴力（DV）の防止と被害者の保護について、警察や関係機関と連携を深め、迅速な対応を行います。
- 男女共同参画社会についての男性の理解と協力に向けての講座を開催するなど、男性の子育てへの参加促進を図ります。
- 母子家庭、父子家庭等ひとり親家庭の生活安定のため、社会的・経済的なきめ細かな自立支援を行います。
- 母子家庭、父子家庭の自立を促進するため、資格取得に対する相談支援体制の充実を図ります。
- 母子福祉資金など母子家庭への国県等の支援制度について、積極的なPRと制度利用についての支援を行います。

■主な事業

①男女共同参画醸成【再掲】	担当課：各課（環境生活課）	評価：C
《事業内容》 男女平等や男女共同参画の意識の醸成を進めるため、研修会の開催や広報活動を推進します。 《評価理由等》 広報掲載、フラットピア通信の発行、各種研修会等を実施しています。		
②婦人相談	担当課：こども課	評価：B
《事業内容》 様々な問題を抱えた女性の相談・指導の充実を図るとともに、関係機関と連携し、配偶者への暴力（DV）を未然に防止する取り組みを進めます。 《評価理由等》 婦人相談員を配置し事業を推進しています。		
③児童扶養手当【再掲】	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 ひとり親家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。 《評価理由等》 事業目的どおり実施しました。		
④特別児童扶養手当	担当課：こども課	評価：A
《事業内容》 心身に障がいを持つ子どもを扶養する親等に対し、手当を支給します。 《評価理由等》 事業目的どおり実施しました。		
⑤母子・父子・寡婦福祉資金等貸付	担当課：こども課	評価：B
《事業内容》 母子家庭等に対し就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と児童の福祉を推進します。 《評価理由等》 事業は継続実施していますが、利用希望者が少ない状況です。		

⑥ひとり親家庭等日常生活支援事業	担当課：こども課	評価：C
《事業内容》 母子家庭の母等が疾病等により一時的に支援を要する場合に、家庭生活支援員を派遣します。 《評価理由等》 事業は継続していますが、利用希望者が少ない状況です。		
⑦母子家庭等自立支援給付金事業【再掲】	担当課：こども課	評価：B
《事業内容》 母子家庭の母および父子家庭の父の自立に向けた資格取得等の取り組みを支援するため、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費の給付を行います。 《評価理由等》 事業は継続実施していますが、利用希望者が少ない状況です。		
⑧母子自立支援プログラム策定事業	担当課：こども課	評価：C
《事業内容》 母子家庭の母の自立に向けたプログラムを策定し、ハローワーク等と連携した支援を行います。 《評価理由等》 事業実施し、ハローワークのマザーズコーナーへの引継ぎを行っていますが、利用者が少ない状況です。		
⑨家庭児童相談	担当課：こども課	評価：B
《事業内容》 いじめや不登校など、家庭の児童養育に関する相談への指導・援助の充実を図り、児童の自主性、社会性について支援を行います。 《評価理由等》 相談員2名を配置し関係機関と協力しながら実施しています。		



第5章

子ども・子育て支援事業の展開

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

教育・保育の提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、また、地域の実情に応じて設定することとされています。

本市における教育・保育の提供区域については、次の視点に基づき設定することとしました。

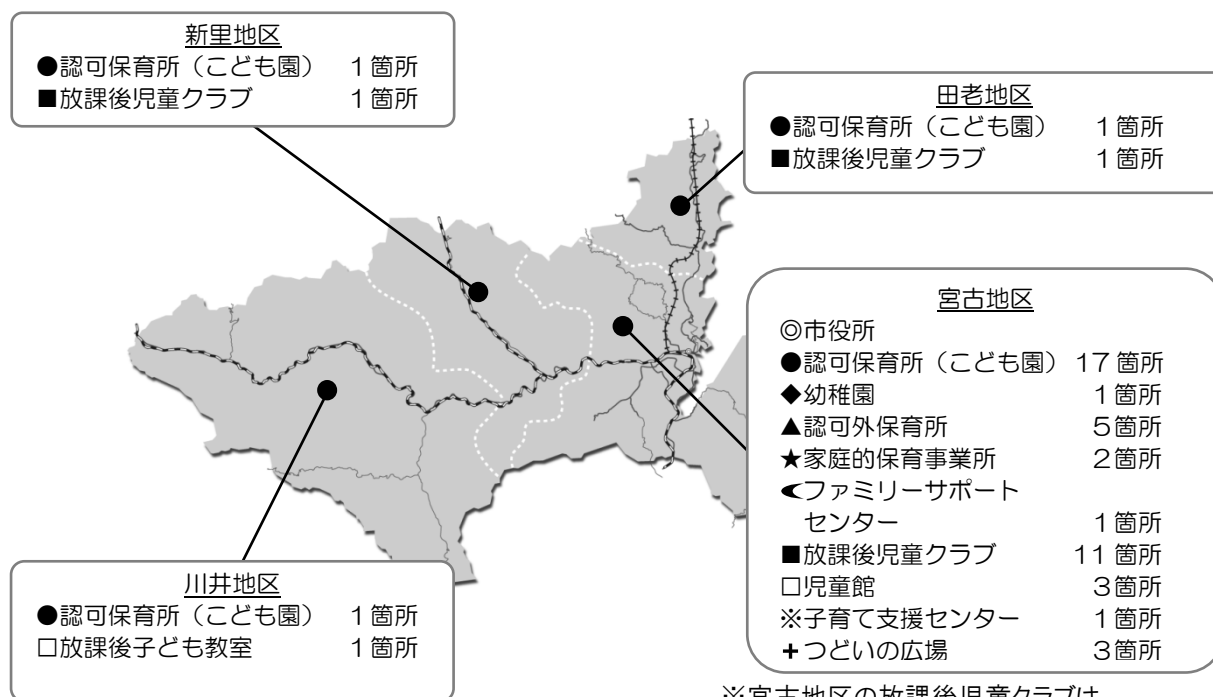
- ①利用者および事業者にとって、分かりやすい区域設定が適切であること。
- ②待機児童の解消や今後の保育需要の推移に対し、柔軟に、かつ、効率的に対応可能な区域設定が必要であること。
- ③通勤等居住エリア以外での利用ニーズにも対応できる区域設定が必要であること。

また、本市の地域特性としては、以下のことがあげられます。

- ①旧4市町村単位でみた場合、地域ごとに児童数（5歳以下人口）の違いが著しいこと。また、幼稚園が設置されていない地域が存在すること。
- ②児童の保護者の就労場所については、地域をまたいで通勤している状況であること。

以上に基づき、本市の「教育・保育提供区域」は1区域として設定することとしました。

■ 【宮古市】の全域



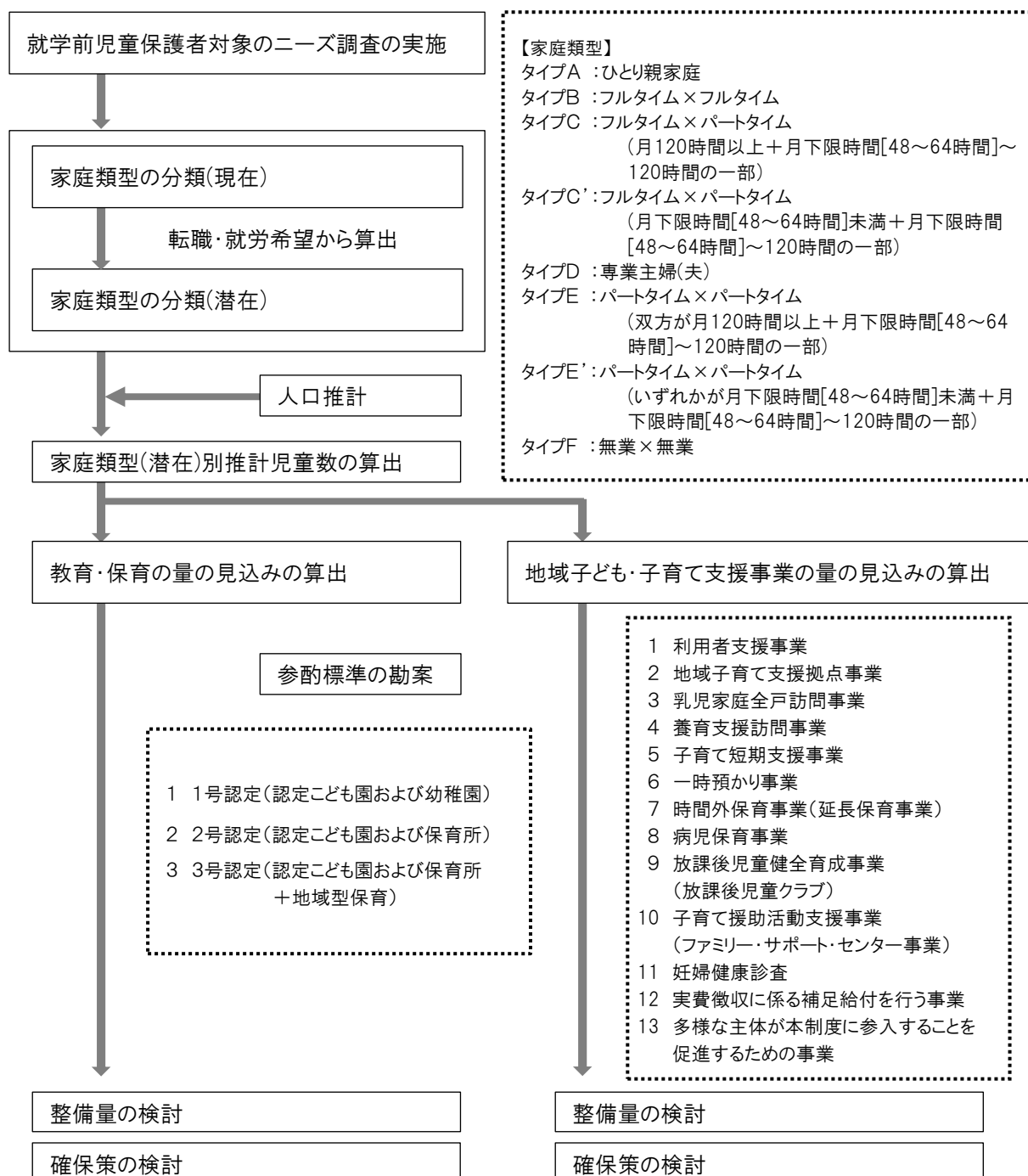
※宮古地区の放課後児童クラブは
2020(令和2)年度より10箇所となります。

2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



（２）子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、０～５歳では2017（平成29）年の2,176人から2024（令和6）年には1,719人と推計され457人（21.0％）の減少が予測されています。一方、6～11歳においても2017（平成29）年の2,334人から2024（令和6）年には1,938人と推計され396人（17.0％）の減少が予測されています。

■ 子ども人口の推移と推計

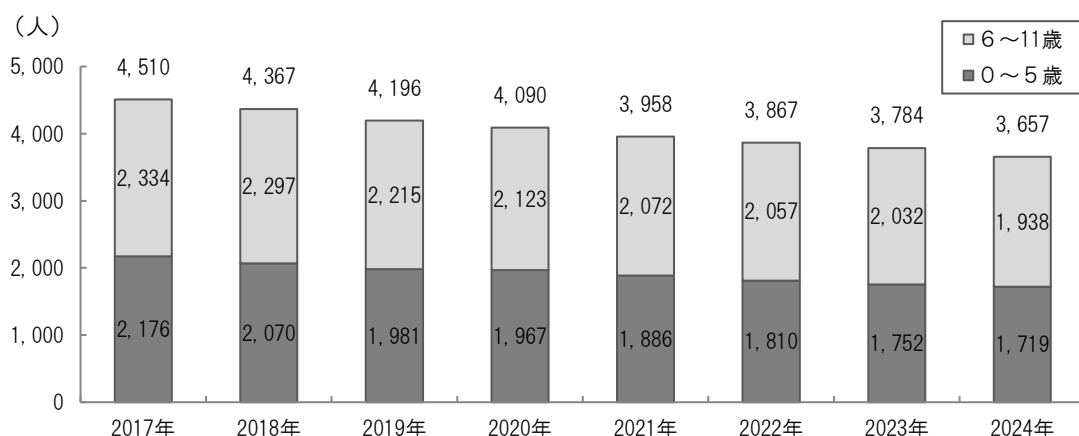
単位：人

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0～11歳	4,510	4,367	4,196	4,090	3,958	3,867	3,784	3,657
0歳	335	299	301	305	294	286	274	266
1歳	364	329	299	312	302	291	283	271
2歳	376	358	327	295	311	301	290	282
3歳	352	375	356	333	299	315	305	294
4歳	361	345	364	355	325	292	308	298
5歳	388	364	334	367	355	325	292	308
0～5歳	2,176	2,070	1,981	1,967	1,886	1,810	1,752	1,719
6歳	343	380	359	338	359	347	317	285
7歳	354	337	372	351	333	354	342	312
8歳	406	352	328	370	346	328	349	337
9歳	420	398	343	329	367	343	325	346
10歳	416	421	396	347	327	365	341	323
11歳	395	409	417	388	340	320	358	335
6～11歳	2,334	2,297	2,215	2,123	2,072	2,057	2,032	1,938

資料：2017年～2019年は、住民基本台帳（各年3月31日）

2020年～2024年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

■ 子ども人口の推計



(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

単位：％

家庭類型	説 明	現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	7.0	7.0
タイプB	フルタイム×フルタイム	44.1	47.6
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	18.2	19.3
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	3.5	4.1
タイプD	専業主婦（夫）	26.7	21.7
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.2	0.2
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.2	0.1

そして、2020（令和2）年度～2024（令和6）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

単位：％（潜在割合）、人（児童数）

家庭類型	潜在割合	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
タイプA	7.0	137	132	127	122	120
タイプB	47.6	936	898	861	834	818
タイプC	19.3	379	364	349	338	331
タイプC'	4.1	81	77	74	72	71
タイプD	21.7	427	409	393	380	373
タイプE	0.2	5	4	4	4	4
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.1	2	2	2	2	2
推計児童数 (0～5歳)	100.0	1,967	1,886	1,810	1,752	1,719



3 教育・保育の量の見込みおよび確保方策

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型があります。

現状と課題

○現在、幼稚園1園、認定こども園5園で実施しています。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「幼稚園」は14.1%、「認定こども園」は30.2%の利用があります。

○幼児教育の振興と職員の資質の向上を図ることを目的として、私立幼稚園教育振興事業費補助金を交付しています。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	511	460	446	359	423
1号認定	208	204	210	262	323
2号認定	303	256	236	97	100
②第一期計画値	540	540	540	540	540
乖離（②－①）	29	80	94	181	117

※2019年度実績は見込み値



■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	450	450	450	450	450
1号認定	250	250	250	250	250
2号認定	200	200	200	200	200
②確保目標量	450	450	450	450	450
1号認定	250	250	250	250	250
2号認定	200	200	200	200	200
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○市内における幼稚園および認定こども園の現在の施設数を確保しつつ、預かり保育や幼稚園の認定こども園への移行を支援します。

② 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

認可保育所とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。また、地域型保育事業とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設（企業主導型保育施設）、居宅訪問型保育事業の総称です。

現状と課題

- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認可保育所」は40.5%、「事業所内保育施設」は4.5%、「家庭的保育」は0.4%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「無償化も大変ありがたいことですが、保育士の方々をはじめとする保育にたずさわる方々の待遇を向上させることができれば、より良い環境になるのではないかと思います。」をはじめ同様の意見がありました。
- 保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む私立保育園に対し、保育士等処遇改善事業補助金を交付しています。
- 私立保育園の振興と職員の資質向上を図ることを目的として、私立保育所研修事業費等補助金を交付しています。

■ 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	950	993	1,015	1,085	1,152
2号認定	545	551	572	649	668
3号認定	405	442	443	436	484
0歳	86	96	84	95	116
1・2歳	319	346	359	341	368
②第一期計画値	1,086	1,185	1,185	1,185	1,185
乖離（②－①）	136	192	170	100	33

※2019年度実績は見込み値





■ 保育施設（認定こども園、認可保育所、地域型保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1,161	1,161	1,161	1,161	1,161
2号認定	599	599	599	599	599
3号認定	562	562	562	562	562
0歳	228	228	228	228	228
1・2歳	334	334	334	334	334
②確保目標量	1,161	1,161	1,161	1,161	1,161
2号認定	599	599	599	599	599
3号認定	562	562	562	562	562
0歳	228	228	228	228	228
1・2歳	334	334	334	334	334
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○子どもの人口は減少しているが、共働き世帯の増加や無償化の影響により、保育施設利用希望者は横ばいで推移すると思われることから、保育士の確保等に努め、今後も提供体制の維持に努めます。

(2) 地域型保育事業

① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

事業には、A～Cまでの3つの類型があり、小規模保育事業A型およびB型の定員は6～19人、C型の定員は6～10人となります。

現状と課題

○現在、本市では実施していません。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じ認可の決定について検討します。

② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業など事業所内にある市町村が条例で定める最低基準に適合した保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業であり、市町村による認可事業です。

現状と課題

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「事業所内保育施設」は4.5%の利用があります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○企業主導型保育施設については今後の保育需要を考慮し、必要に応じて認可の決定について検討します。



③ 家庭的保育事業

市町村が条例で定める最低基準に適合した保育者の居宅等において、家庭的保育者が保育を行う事業で、市町村による認可事業であり、定員が5人以下のものをいいます。

現状と課題

○現在、本市では2箇所を実施しています。

○2018（平成30）年度から「宮古市子ども・子育て幸せ基金」を活用し、「宮古市家庭的保育事業所開設準備事業」として家庭的保育事業を実施しようとする事業者に、保育環境を整えるための開設にかかる経費を補助する事業を行っています。合わせて、家庭的保育事業等において、保育従事者として必要な研修を実施し、子育て支援員を養成することで、事業実施に必要な人材を育成する「宮古市子育て支援員研修事業」も行っています。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「家庭的保育」は0.4%の利用があります。

○ニーズ調査の自由意見をみると、ニーズ調査結果では、対象となる自由意見はありませんでした。

■ 家庭的保育事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	—	—	—	5	10
3号認定	—	—	—	5	10
0歳	—	—	—	1	4
1・2歳	—	—	—	4	6
②第一期計画値	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—

※2019年度実績は見込み値



■ 家庭的保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
3号認定	10	10	10	10	10
0歳	4	4	4	4	4
1・2歳	6	6	6	6	6
②確保目標量	10	10	10	10	10
3号認定	10	10	10	10	10
0歳	4	4	4	4	4
1・2歳	6	6	6	6	6
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じ認可の決定について検討します。

④ 居宅訪問型保育事業

障がいや疾病等により集団保育が著しく困難な場合等に、家庭的保育者が児童の自宅において保育を行う事業であり、市町村による認可事業です。

現状と課題

○現在、本市では実施していません。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じ認可の決定について検討します。



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みおよび確保目標量

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

○現在、本市では実施していません。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○2021（令和3）年3月までに母子保健型の子育て世代包括支援センターを開設し、包括的な相談体制窓口としてサポート体制の充実を図っていきます。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○子育て支援センターとして、子育て支援センター「にこにこルームみやこ」（小山田保育所内）を開設しています。また、つどいの広場として「すくすくランド」（キャトル宮古内）、「ひよこクラブ」（認定こども園宮古ひかり内）、「のびっこクラブ」（認定こども園そけい幼稚園内）を開設しています。

○ニーズ調査の結果から就学前児童の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は19.2%の利用があります。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間総利用数	11,991	11,887	10,499	10,954	9,415
②第一期計画値	2,377	2,296	2,218	2,140	2,078
乖離（②－①）	-9,614	-9,591	-8,281	-8,814	-7,337

※2019年度実績は見込み値



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	13,666	13,591	13,157	12,692	12,273
②確保目標量	13,666	13,591	13,157	12,692	12,273
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○より多くの子育て家庭に利用していただけるよう、事業を積極的に広報・周知します。 ○子育て世代包括支援センターなどと情報の共有体制をとっていき、サービスの連携を図ります。

（２）訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

○市内の乳児（生後4か月を迎えるまで）のいる家庭を全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

○ニーズ調査には、対象となる自由意見はありませんでした。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	391	322	314	349	280
②第一期計画値	331	318	307	297	291
乖離（②－①）	-60	-4	-7	-52	11

※2019年度実績は見込み値



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	270	256	243	230	218
②確保目標量	270	256	243	230	218
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

**確保方策**

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○認知度を上げるため、利用者に対する広報活動の充実を図ります。

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

- 乳児家庭全戸訪問事業で把握した方に対し、相談・助言等を行っています。
- ニーズ調査には、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○専門職（保健師・助産師等）を確保し、実施体制の充実に努めます。

（3）通所系事業**① 子育て短期支援事業**

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】および夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）です。

現状と課題

- 現在、本市では実施していません。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○養育を受けることが一時的に困難になった児童が出た場合の受け入れ先は必要になるため、短期入所にかわる施設として公立保育所で受け入れができる体制を継続します。

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

〇ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「幼稚園の預かり保育」は6.6%の利用があります。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間総利用数	7,578	8,155	8,959	10,942	11,323
1号認定	6,744	7,388	7,883	10,092	10,395
2号認定				0	0
上記以外	834	767	1,076	850	928
②第一期計画値	43,087	41,749	41,618	39,279	37,911
幼稚園の預かり保育	40,253	39,006	38,927	36,709	35,424
幼稚園以外の預かり保育	2,834	2,743	2,691	2,570	2,487
乖離（②－①）	35,509	33,594	32,659	28,337	26,588

※2019年度実績は見込み値



■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	10,380	10,058	9,747	9,445	9,151
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	9,476	9,182	8,898	8,622	8,354
上記以外	904	876	849	823	797
②確保目標量	10,380	10,058	9,747	9,445	9,151
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	9,476	9,182	8,898	8,622	8,354
上記以外	904	876	849	823	797
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	〇提供量には不足が生じない見込みなので、事業の周知に努めます。



③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

- 本市では、通常の利用時間を超えて保育を実施する延長保育を、保育所2箇所、認定こども園3箇所で開催しています。
- 保護者の就労形態の多様化等による保育ニーズに対応するため、延長保育を実施する保育所に対し、宮古市延長保育事業費補助金を交付しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「土日祝日や長期休暇の保育利用について、両親の就労のためにもっと支援が充実するといい。」をはじめ同様の要望が多くありました。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	65	59	79	93	102
②第一期計画値	431	417	410	391	379
乖離（②－①）	366	358	331	298	277

※2019年度実績は見込み値



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	87	85	82	79	77
②確保目標量	87	85	82	79	77
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○提供量には不足が生じない見込みなので、保護者ニーズに応じた延長時間の拡大など、事業者と連携を図りながら、提供内容の充実に努めていきます。

④ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

- 現在、本市では病児保育事業は実施していません。病後児保育を1箇所（小山田保育所）で実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「病後児の保育を利用した」方は0.4%と僅かですが、父親・母親が休んで対処した方の37.0%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「病児保育施設がほしい。できれば通所している施設毎にあると環境がかわらず預けることができるので親も子も安心できると思います。」をはじめ同様の要望が多くあります。

■ 病後児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間総利用数	10	11	3	14	15
②第一期計画値	2,370	2,293	2,253	2,149	2,080
乖離（②－①）	2,360	2,282	2,250	2,135	2,065

※2019年度実績は見込み値



■ 病後児保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保目標量	30	30	30	30	30
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○周知広報に加え、関係機関等との調整を図り、利用希望者が使いやすいサービスとなるよう取り組みます。

(4) その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

〇市で委託している医療機関において実施しており、1人あたり14回分の受診票を交付しています。また、県外等の委託外医療機関については、償還払いにより実施しています。

〇ニーズ調査には、対象となる自由意見はありませんでした。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	539	512	506	479	458
②第一期計画値	525	505	487	471	461
乖離（②－①）	-14	-7	-19	-8	3

※2019年度実績は見込み値



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	438	418	399	381	364
②確保目標量	438	418	399	381	364
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	〇今後も対象者への啓発を行い、定期的な受診をすすめます。

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

○ファミリー・サポート・センター事業の会員数は、2018（平成30）年度末時点で依頼会員335名、提供会員90名、双方会員22名となっており、依頼会員、提供会員とも登録者数が年々増加しています。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「ファミサポなど利用したいが経済的余裕がない。」という意見があります。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間総利用数	481	498	457	447	424
小学校低学年	481	498	457	447	424
小学校高学年	0	0	0	0	0
②第一期計画値	561	538	512	502	482
乖離（②－①）	80	40	55	55	58

※2019年度実績は見込み値



■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	430	430	430	430	430
小学校低学年	430	430	430	430	430
小学校高学年	0	0	0	0	0
②確保目標量	430	430	430	430	430
小学校低学年	430	430	430	430	430
小学校高学年	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○一時的な預かりニーズに対応するため、事業受託者との連携を図り、事業の充実を図ります。



③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後の動向をみながら、事業の実施について検討します。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後の動向をみながら、事業の実施について検討します。

5 子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆小学校低学年の場合

現状と課題

- 現在、本市における放課後児童クラブ実施箇所数は、学童の家が 12 箇所、児童館 3 箇所の計 15 箇所で実施しています。
- ニーズ調査結果から小学校低学年時期の利用希望をみると、就学前児童では 50.0%、小学生では 40.3%となっています。

■ 放課後児童クラブ（低学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	405	407	373	410	401
②第一期計画値	564	536	490	474	459
乖離（②－①）	159	129	117	64	58

※2019年度実績は見込み値



■ 放課後児童クラブ（低学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	382	374	371	363	337
②確保目標量	382	374	371	363	337
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



◆小学校高学年の場合

現状と課題

- 現在、本市における放課後児童クラブ実施箇所数は、学童の家が12箇所、児童館3箇所の計15箇所で実施しています。
- ニーズ調査結果から小学校高学年時期の利用希望をみると、就学前児童では35.1%、小学生では34.1%となっています。

■ 放課後児童クラブ（高学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	108	108	123	152	183
②第一期計画値	265	256	257	256	243
乖離（②－①）	157	148	134	104	60

※2019年度実績は見込み値



■ 放課後児童クラブ（高学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	119	116	115	115	112
②確保目標量	119	116	115	115	112
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○小学校高学年の利用も増えているため、小学校の余裕教室の活用を含め、施設、職員配置等について検討し、受け入れ体制の充実を図ります。

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

（１）認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国では普及を図ることとされています。

そのため、保護者のニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取り組みを進める中で、地域の実情に応じた認定こども園への移行を視野にいれ検討していきます。

（２）幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、全ての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、県主催の合同研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

また、全ての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子ども、医療的ケアが必要な子どもなど特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

（３）質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援が求められています。そのため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育および地域子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない支援体制の確保に努め、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう支援していきます。

（４）教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、0歳～15歳までの一貫したつながりにより、心豊かに生きる力の育成を目指すものです。

そのためには、子どもの発達を幼稚園・保育園・認定こども園、そして小学校、更には中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。



こうしたことから、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

7 子ども・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を行い、進めていきます。



第6章

教育・保育施設の適正配置



第6章 教育・保育施設の適正配置

1 教育・保育施設の入所状況

保育所の入所児童数は、2002（平成14）年度には年度当初としてはじめて充足率が100%を超える状況もありました。その後、2008（平成20）年度以降は児童数が全体として減少傾向にあります。

入所児童数の状況としては、児童数の減少に比例せず、3歳未満児数が増加傾向にあり、また、公立保育所はほとんどの施設が充足率100%未満となっている一方、私立保育園は100%（年度途中）を超過する状況となっています。

今後は、民間事業者の活力を最大限に引き出しながら、保育所の適正な配置、運営を図ることが必要です。

また、市では、2019（令和元）年度10月から国の幼児教育・保育の無償化に併せて、独自に追加支援を行い、就学前児童ほぼ全ての幼児教育・保育の無償化が図られました。そのことで、施設利用者の増加の動きに注視し、待機児童が発生しないよう努めなければなりません。

■ 保育所入所児童数

単位：上段…人、下段…%

区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
定員	936	916	916	945	885
入所児童数 （定員に対する割合）	749 (80.0)	757 (82.6)	792 (86.5)	795 (84.1)	740 (83.6)
うち3歳未満児数 （入所児童に占める割合）	323 (43.1)	326 (43.1)	347 (43.8)	337 (42.4)	341 (46.1)

資料：こども課調べ（各年度4月1日現在）

■ 幼稚園入園児童数

単位：上段…人、下段…%

区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
定員	440	380	380	200	90
入園児童数 （定員に対する割合）	303 (68.9)	256 (67.4)	236 (62.1)	106 (53.0)	100 (111.1)

資料：こども課調べ（各年度4月1日現在）

■ 認定こども園入園児童数

単位：上段…人、下段…%

区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
定員	240	369	369	519	582
入園児童数 （定員に対する割合）	236 (98.3)	314 (85.1)	343 (93.0)	468 (90.2)	514 (88.3)

資料：こども課調べ（各年度4月1日現在）

■ 待機児童数

単位：人

区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
待機児童数	0	2	27	2	0

資料：こども課調べ（各年度4月1日現在）

2 教育・保育施設の適正配置

教育・保育施設については、少子化が進行する一方で、保育ニーズが多様化するなど、教育・保育を取り巻く環境が大きく変化しています。

民間活力の活用も含めた適正な配置および運営を図るため、保育ニーズ量に対応できる確保方策を講じることを大前提に、老朽化した施設の計画的な整備を進めるとともに、民間委託について検討するほか、保育所の適正な配置を図ります。



■ 教育・保育施設等一覧

施設名		定員	設置者	備考
公立 保育所	愛宕保育所	45	宮古市	
	千徳保育所	60	宮古市	
	津軽石保育所	60	宮古市	運営は指定管理者による
	小山田保育所	120	宮古市	
	花輪保育所	45	宮古市	2020（令和2）年4月から、 定員60人、運営は指定管理者による
	山口保育所	45	宮古市	
	佐原保育所	70	宮古市	
	磯鶏保育所	45	宮古市	
	崎山保育所	60	宮古市	
	田老保育所	70	宮古市	
	新里保育所	70	宮古市	
	合計	690		
私立 保育所	常安寺保育園	60	個人	
	宮古保育園	56	社会福祉法人三宝会	
	いずみ保育園	50	学校法人宮古泉学園	
	いずみ保育園分園	29	学校法人宮古泉学園	2020（令和2）年4月から、 定員35人
	合計	195		
児童館	重茂児童館	80	宮古市	運営は指定管理者による
	高浜児童館	50	宮古市	運営は指定管理者による
	田代児童館	30	宮古市	運営は指定管理者による
	川内児童館	50	宮古市	2020（令和2）年3月廃止予定
	合計	210		
保育所 へき地	門馬保育所	30	宮古市	
	小国保育所	30	宮古市	
	合計	60		
幼稚園	小百合幼稚園	90	学校法人東北 カトリック学園	
	合計	90		
認定こども園	認定こども園 宮古泉幼稚園	210	学校法人宮古泉学園	
	認定こども園 宮古ひかり	159	学校法人岩手キリスト 教学園	
	認定こども園 そけい幼稚園	150	学校法人磯鶏学園	
	認定こども園 あかまえこども園	53	慈愛会	
	認定こども園 あかまえこども園分園	10	慈愛会	
	合計	582		
事業所 家庭的 保育所	つくしんぼ	5	個人	
	ククナの家	5	輝きの和	
	合計	10		

※2020(令和2)年3月現在

■ 教育・保育施設等建物調書

施設名		開設年月日	建築年月日	延べ床面積	構造	屋外遊戯場面積	経過年数	摘要
保育所	愛宕保育所	昭和43年4月1日	昭和42年11月30日	301.42	木造モルタル造平屋建	231.00	52年4月	
	千徳保育所	昭和44年4月1日	平成8年3月20日	427.00	木造平屋建	934.00	23年11月	
	津軽石保育所	昭和45年4月1日	平成28年2月29日	481.12	軽量鉄骨平屋建	1,619.02	4年1月	
	小山田保育所	昭和46年4月1日	平成21年3月7日	916.83	鉄骨造2階建	877.28	10年11月	
	花輪保育所	昭和48年4月1日	昭和47年12月22日	301.40	木造モルタル造平屋建	2,099.63	47年3月	令和2年解体予定
	花輪保育所	昭和48年4月1日	令和2年2月14日	546.75	木造平屋建	703.69	—	新
	山口保育所	昭和49年4月1日	昭和49年3月25日	459.59	木造モルタル造平屋建	677.00	45年11月	
	佐原保育所	昭和52年4月1日	昭和51年10月30日	423.99	木造モルタル造平屋建	680.00	43年5月	
	磯鶏保育所	昭和53年4月1日	昭和53年2月28日	382.58	木造モルタル造平屋建	860.22	42年1月	
	崎山保育所	昭和58年4月1日	昭和57年12月20日	386.72	木造モルタル造平屋建	1,024.00	37年3月	
	田老保育所	昭和28年6月1日	平成28年1月21日	584.01	木造平屋建	2,153.31	4年2月	
	新里保育所	昭和40年4月1日	平成13年4月	693.79	鉄骨造平屋建	1,410.00	19年0月	
私立保育所	常安寺保育園	昭和25年7月1日	昭和26年1月1日	498.558	木造平屋建	811.81	69年3月	
	宮古保育園	昭和32年12月1日	昭和30年9月30日	239.50	木造平屋建	770.25	64年6月	
	いずみ保育園	平成16年4月1日	平成16年3月31日	380.17	木造平屋建	2,176.00	15年11月	
	いずみ保育園分園 てってらんど	平成30年4月1日	平成30年2月28日	362.07	軽量鉄骨2階建	317.37	1年0月	
児童館	重茂児童館	昭和42年1月19日	平成20年2月18日	498.71	木造2階建	898.77	12年1月	
	高浜児童館	昭和52年4月1日	昭和51年3月20日	309.70	木造モルタル造平屋建	1,047.43	43年11月	
	田代児童館	昭和47年4月1日	昭和47年2月9日	171.96	補強コンクリートブロック造平屋建	510.00	48年1月	
	川内児童館	昭和44年4月1日	昭和43年12月1日	214.83	木造平屋建	214.83	51年3月	
へき地保育所	門馬保育所	平成10年4月1日	平成10年3月10日	117.52	鉄骨造平屋建	323.67	21年11月	出張所、 デイサービスセンターと 合築
	小国保育所	平成12年4月1日	平成12年1月25日	203.79	鉄骨造平屋建	203.79	20年2月	出張所、 デイサービスセンターと 合築
幼稚園	小百合幼稚園	昭和28年9月6日	平成元年12月8日	1,022.00	鉄骨造2階建	1,004.00	30年3月	
認定こども園	認定こども園宮古泉幼稚園	昭和43年11月	平成12年4月	1,394.00	鉄骨造2階建	2,176.00	20年0月	
	認定こども園宮古ひかり	昭和44年4月	平成27年8月31日	1,335.49	鉄骨造2階建	622.00	4年7月	
	認定こども園そけい幼稚園	昭和43年4月1日	昭和61年12月 平成12年4月	940.56	鉄筋コンクリート造2階建 鉄骨造2階建	1,327.40	鉄筋 33年3月 鉄骨造 20年0月	
	認定こども園あかまえこども園	昭和53年4月1日	平成23年2月28日	587.63	鉄筋コンクリート造2階建	618.95	9年1月	
育事業所 家庭的保	つくしんぼ	平成30年4月1日	賃貸	42.80	木造2階建	—	—	
	ククナの家	平成31年4月1日	賃貸	49.69	木造2階建	—	—	



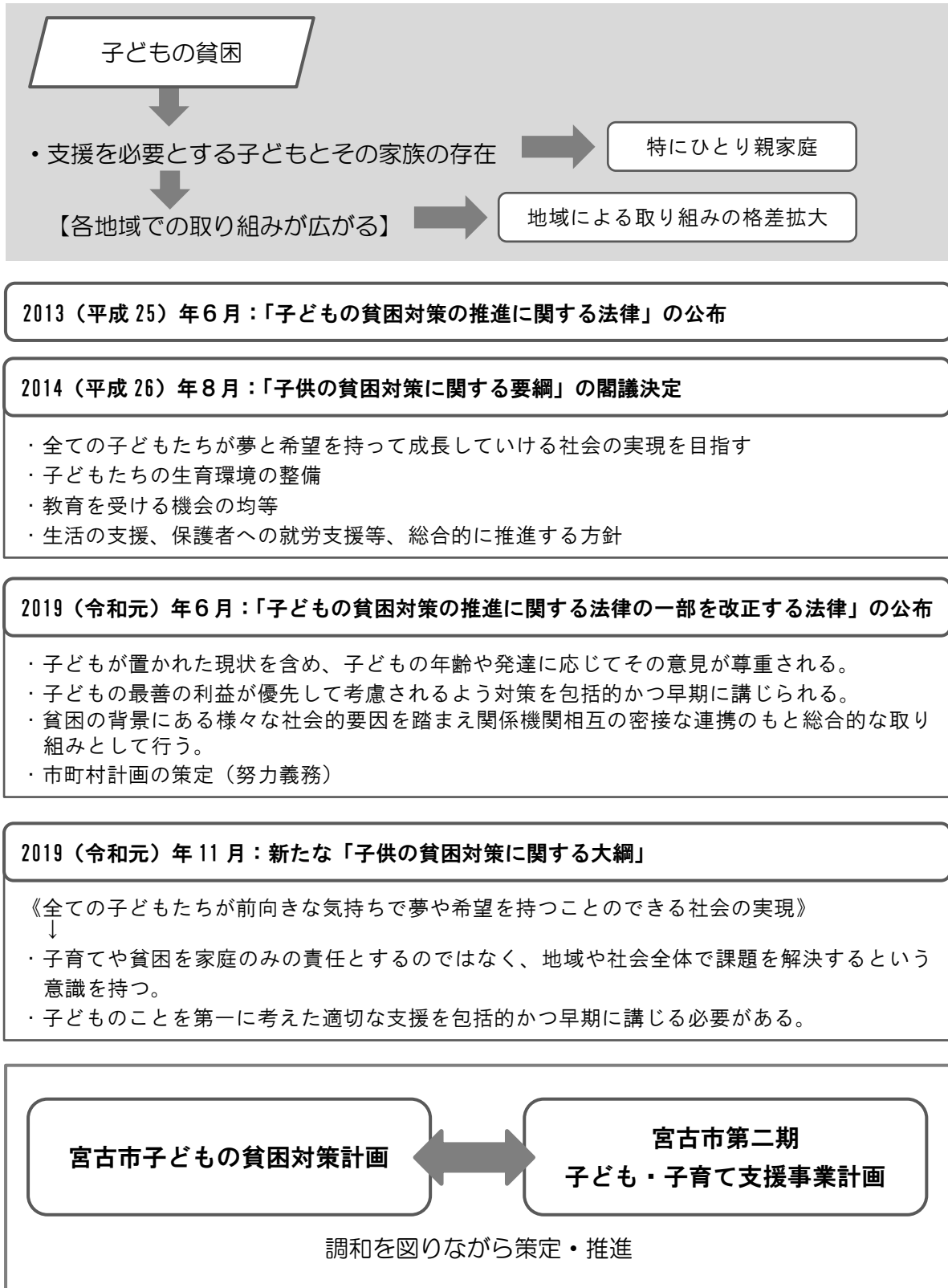
第7章

子どもの貧困対策



第7章 子どもの貧困対策

1 子どもの貧困対策計画策定の背景



2 子どもの生活環境に関する調査結果のまとめ

2017（平成29）年度に市内に居住している0歳～18歳未満の子どものいる世帯の保護者（1,000世帯）に対し、子どもの生活環境に関する調査を行いました。その中で、経済的に困った経験の頻度・程度、ひとり親世帯・居住地区等の属性で分析し、現状を把握しました。

（1）世帯の経済的状況について

☆おおよそ世帯収入250万円～400万円未満あたりを境に世帯収入の充足感や暮らし向きのゆとり、暮らしの満足感などの評価が分かれています。この水準を超えない所得層に対しては、サービスや助成の利用制限の適用を柔軟にするなど、所得に応じた多段階の支援のあり方を検討することが重要になります。

☆経済的に困った経験が多い世帯などでも児童手当以外に利用している制度は多くなく、個々の世帯の状況に応じて利用できる手当や援助について周知を強化し、有効に活用することが必要になります。

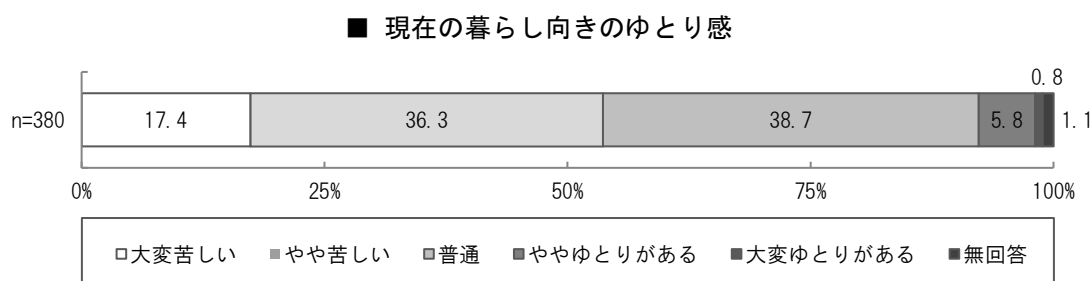
☆ひとり親世帯は経済的に困った経験があるとする割合が高くなっており、税金等の支払いが生活への負担になっていると考えられます。

☆生活環境が気になる児童・生徒がいる場合、養育能力や子育ての関心の薄さなどへの対応支援も重要になります。

☆経済的に困った経験が少ない世帯や、一定の収入がある世帯ほど、「住宅・土地の購入のための借入金（住宅ローン）」が多く、「車の購入のための借入金」については、経済的に困った経験が多い世帯ほど多くなっています。

子どもの生活環境に関する調査結果から、現在の暮らし向きについては、「普通」が38.7%となっています。

「やや苦しい」が36.3%、「大変苦しい」が17.4%と、あわせると53.7%と半数以上が「苦しい」としています。





（２）子どもの教育や生活に関わる状況について

☆子どもに希望する最終学歴は、大学（４年制）がもっとも多くなっています。経済的に厳しい世帯では大学進学をあきらめてしまう状況もうかがえるため、大学進学のための支援の充実が重要になります。

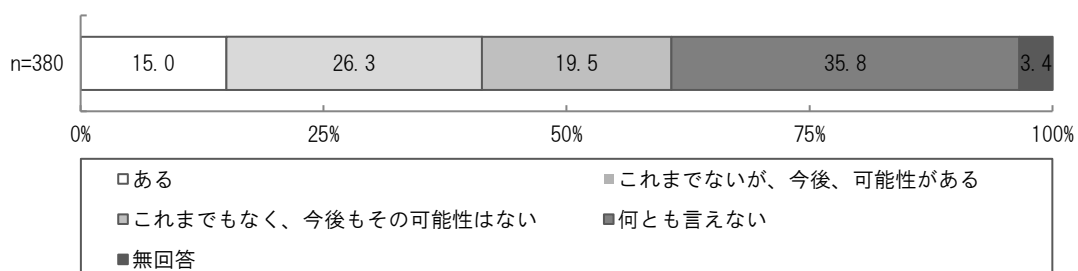
☆経済的に困った経験が多い世帯やひとり親世帯などでは、経済的理由による進学・就学への影響を心配する回答が多くなっています。子どもの進学や就学については十分な支援が提供される環境を整備し、そのことを広く知ってもらい、適切に支援を活用してもらう取り組みが必要です。

☆経済的に困った経験が多い世帯や、世帯収入が低い世帯では、「学費や交通費などにお金がかかる」への回答が特に多くなっています。就学に関わる経済的支援の強化が求められています。

☆経済的に困った経験が少ない世帯や、一定の収入がある世帯では、教育に関して心配なことは「特にない」への回答が多く、これは、養育への関心の薄さからくるもののかなど、個々の世帯の状況なのかを見極める必要があります。

子どもの生活環境に関する調査結果から、経済的な理由によって、子どもの進学や就学を断念（中退）したこと、または今後断念するかもしれない可能性をみると、15.0%は経済的な理由によって、子どもの進学や就学を断念（中退）したことが「ある」としており、26.3%は「これまではないが、今後、可能性がある」としています。

■ 経済的理由による進学・就学への影響



資料：子どもの生活環境に関する調査結果

(3) 子どもとの関わりについて

☆母親と子どもとのふれあい時間は、平日は未就学児の場合、56.9%が4時間以上となっています。休日は4時間以上の回答の割合が高く、未就学児や小学生では8～9割前後、中学生でも半数を超えています。

☆経済的に困った経験が多い世帯やひとり親世帯、世帯収入が低い世帯では、「子どもの教育費のことが心配である」への回答が多くなっています。経済的に厳しい世帯に対する就学援助の充実や各種支援制度の周知が重要になります。

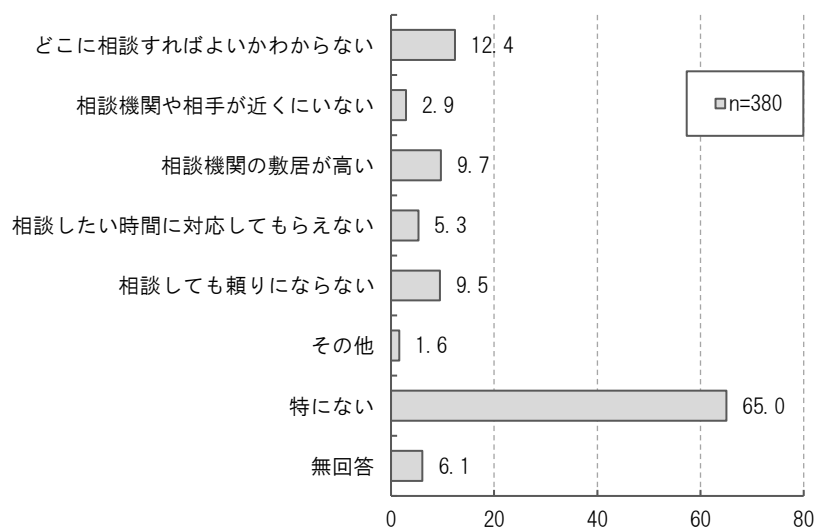
☆経済的に困った経験が少ない世帯や、一定の収入がある世帯では、子どものことで悩んでいることは「特にない」への回答が多く、これは、養育への関心の薄さからくるものなのかなど、個々の世帯の状況なのかを見極める必要があります。

☆子育て等の相談において困ったことは、「どこに相談すればよいかわからない」への回答が12.4%となっており、相談しやすい環境の整備が必要になります。

子どもの生活環境に関する調査結果から、子育て等に関する相談に関して困ったことについては、6割以上が「特にない」としています。

一方、困ったこととしては、「どこに相談すればよいかわからない」が12.4%などとなっています。

■ 子育て等の相談において困ったこと



資料：子どもの生活環境に関する調査結果



（４）保護者の就労状況について

☆父親の88.7%が働いています。「父親（または父親に代わるもの）はいない」への回答は6.8%、「働いていない」への回答は1.3%となっています。

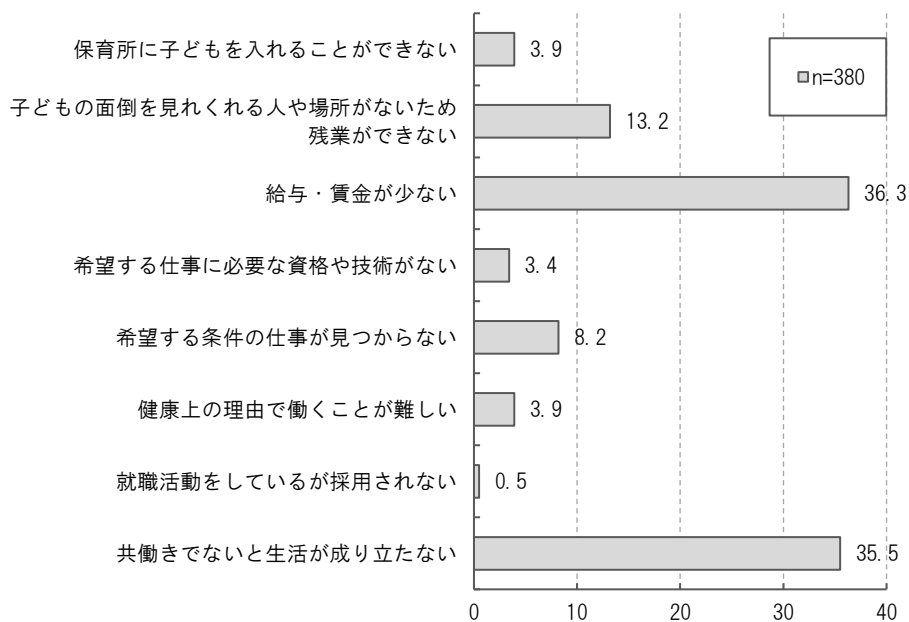
☆母親の74.7%が働いており、夜勤をしている父親は19.6%、母親は7.0%となっています。

☆働いている母親の4割は、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が占めており、雇用の安定性や継続性、子育てとの両立への支援が必要になります。

☆就労で困っていることは、「給与・賃金が少ない」、「共働きでないと生活が成り立たない」への回答が多くなっており、保護者の安定的な就労や収入の確保が重要になります。

子どもの生活環境に関する調査結果から、保護者が就労に関して困っていることをみると、30.3%は「特になし」としてはいますが、困っていることとして、「給与・賃金が少ない」（36.3%）、「共働きでないと生活が成り立たない」（35.5%）への回答が3割を超えています。

■ 保護者の就労に関して困っていること



資料：子どもの生活環境に関する調査結果

(5) 子どものために必要な支援について

☆子どもが大人になるまでに心配なことは、「人との関係性を円滑に築ける社会人になれるか」、「生活するために十分な収入が得られる仕事に就けるか」への回答が多く、社会に出てからの人間形成、生活形成に資する支援が求められています。

☆経済的に困った経験が多い世帯や世帯収入が低い世帯では、「生活や就学のための経済的補助」への回答が多く、当面の具体的な支援としては経済的支援が求められています。

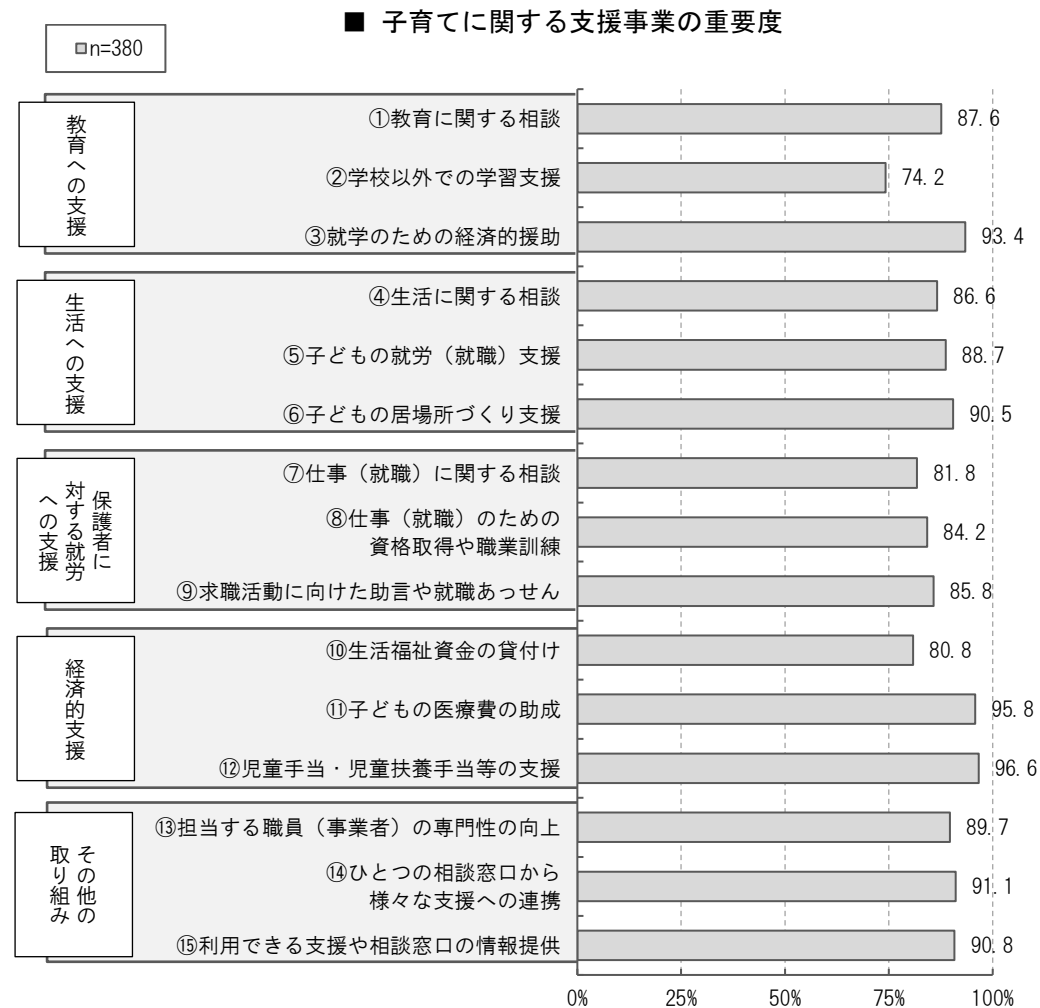
☆子どものために必要な支援を受けられるようにするための環境整備として重要なことは、情報提供の充実を求める回答が多く、それぞれの世帯が利用しやすい媒体やツールを活用した多様な情報提供のあり方を検討していくことが必要になります。

☆子育てに関する支援事業の重要度は、「就学のための経済的援助」、「子どもの医療費の助成」、「児童手当・児童扶養手当等の支援」などへの回答が多く、経済的支援を求める回答が多くなっています。

☆「学校以外での学習支援」は世帯収入が低い世帯と、暮らし向きにゆとりがあるという世帯において回答が多く、求めている学習支援の内容に差異があると思われるため、どのような形、性格の学習支援が望ましいのかについてはさらに検討が必要と思われます。



子育てに関する支援事業について「すごく重要だと思う」、「重要だと思う」という回答を整理して重要と思われる支援事業について整理すると、全般的に重要という回答の割合が高いですが、「②学校以外での学習支援」（74.2%）は他の項目に比べるとやや回答の割合が低くなっています。



資料：子どもの生活環境に関する調査結果

3 調査結果から見えてきた現状と課題

全ての子どもたちが健やかに成長し、みんなが安心して子育てできるまちづくりの実現をめざし、調査結果から見えてきた現状と課題を整理しました。子どもに関する理解をすすめるために、子どもの視点からと家庭や家族の視点からの2つの視点を踏まえながら、期待されるまちづくりの方向について4つの方針に基づく施策を展開していきます。

(1) 子どもに関する理解

① 子どもの視点から

子育ての経済的負担や家庭の養育力の低下により、家庭での学習環境の悪化、高校中退や大学進学を断念するおそれがあります。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困連鎖の防止などが重要です。

② 家庭や家族の視点から

子どもの成長段階に応じて、学習の環境や居場所づくりの充実が期待されています。保護者の就労状況は、子どもとのふれあいの時間の確保に影響するだけでなく、子どもが労働の価値を学ぶ教育的な意義が認められます。保護者の安定的な就労や収入の確保などが重要です。

また、一定の収入がありながら、養育に関心の薄い方が散見されることから、表に表れない問題を抱える世帯の把握と支援などのかかわり方等が課題です。

(2) 安心して子育てできるまちづくりに向けて

① 子どもの生活や成長

家庭の経済状況は、子どもの生活や成長に影響をおよぼすものと考えられます。子どもの持つ能力や可能性を伸ばし、教育の機会を失うことがないように、就学援助の充実や各種支援制度の周知が必要です。

② 保護者の養育能力や子育ての関心

ひとり親世帯は、経済的に困った経験があるとする世帯が多く、生活環境が気になる児童・生徒がいる場合、保護者の養育能力や子育ての関心の薄さなどへの支援や、子育てに要する経済的負担の軽減を図る取り組みが必要です。

③ 貧困連鎖の防止

貧困の状況にある子どもは、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうおそれがあります。利用できる手当や援助について周知を強化し、有効に活用することが必要です。



④ 子どもたちの将来

未来を担う子どもたちの健やかな成長は、社会の大きな願いです。特に、東日本大震災により被災した子どもについては、将来の自立まで長期的な支援が必要であるとともに、震災に起因する社会的孤立や貧困状態に陥ることがないように、適切な見守りが必要です。

4 子どもへの貧困対策に関する取り組み

子どもの貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要となります。

また、施策の実施状況等の検証・評価では、国が2019（令和元）年11月に大綱で示した、《教育の支援》《生活の安定に資するための支援》《保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援》《経済的支援》の4つの重点施策と指標に基づき、施策の実施状況や対策の効果等を評価していきます。

5 具体的な施策

（1）教育の支援

子どもたちの就学継続と希望する進学の実現を支援するため、学校と連携し学習支援や、体験学習の強化を行うとともに、就学支援制度や奨学金制度による教育費負担の軽減等を推進します。

取り組み事業	
●総合学習の実施	●情報教育の推進
●学校評議員	●家庭教育学級
●不登校児童生徒支援事業（サーモン教室）	●乳幼児ふれあい体験
●講演会・研修会等開催	●地域学校協働本部事業
●幼児言語障害教育（ことばの教室）	●特別支援教育事業
●男女共同参画醸成	●教育相談室
●遠距離通学の支援	●難聴児補聴器購入費助成事業
●バリアフリー化推進	●園児バスの運行

(2) 生活の安定に資するための支援

未来を担う子どもたちの健やかな成長は、社会の大きな願いです。特に、東日本大震災により被災した子どもについては、将来の自立まで長期的な支援が必要になります。また、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることがないよう、保護者およびその子どもに対する生活支援に関する相談事業の充実や2018（平成30）年度より始まったこども食堂など適切な見守りや居場所づくりをすすめていきます。

取り組み事業	
●家庭訪問（新生児・乳児）	●健康診査
●健康教育（妊婦教室等含む）	●健康相談
●予防接種	●小児救急医療対策
●妊産婦栄養支援	●子どもの栄養支援
●発達相談	●ファミリー・サポート・センター
●つどいの広場	●地域子育て支援センター
●幼稚園における子育て支援活動	●民生委員・児童委員活動
●子育てマップ等作成	●保育所地域活動
●要保護児童対策	●こども食堂
●発達支援事業	●障害児通所支援事業
●婦人相談	●ひとり親家庭等日常生活支援事業
●家庭児童相談	●生活習慣病予防健診
●少年センター運営	●防犯設備整備
●住環境の整備推進	●公営住宅建設



（３）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親世帯や母子世帯等の保護者の就労に向け、職業訓練や就業能力向上などの支援を行うとともに、保育事業の充実をすすめ、収入の増加と生活の安定のための支援に取り組みます。

取り組み事業	
●保育所等適正配置	●病後児保育
●乳児保育	●延長保育
●一時保育	●（幼稚園における）預かり保育
●障がい児保育	●母子家庭等自立支援給付金事業
●放課後児童健全育成（学童の家）・ 放課後子ども教室	●母子自立支援プログラム策定事業
●育児休業制度等普及啓発	●女性就労者健康管理啓発
●子の看護休暇制度啓発	

（４）経済的支援

各種手当や金銭の給付や貸与など、各種の支援策が必要な方に確実に支援の手が届くよう周知を行い、生活基盤を支えています。

取り組み事業	
●養育医療給付事業	●保育料負担軽減
●幼稚園就園奨励助成	●幼稚園預かり保育料負担軽減
●児童手当	●児童扶養手当
●特別児童扶養手当	●母子・父子・寡婦福祉資金等貸付
●就学援助	●奨学金貸付
●子どもの国保税均等割減免	●自立支援医療（育成医療）
●妊産婦・乳幼児・小学生・ひとり親家庭等医療費給付事業	



第8章

計画の推進・評価体制



第8章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

(1) 市の推進体制

市では、本計画を総合的に推進していくため、「宮古市子ども・子育て会議」において、計画の具体的施策の進捗状況の把握や評価、課題等についての検討などを行います。

また、本市に関わる全ての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえ、施策や事業を推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子育てに関連した総合的な計画の推進に向け体制づくりを進めるとともに、庁内各課との調整・連携を図り、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 関係機関・関係団体等との連携

子育て支援に関する施策を進めるにあたり、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等、関係機関や関係団体との連携を深め、子育て支援に対する理解や自主的な取り組みを促進するなど、それぞれの役割分担を行いながら円滑な推進を図ります。

2 計画の公表および周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

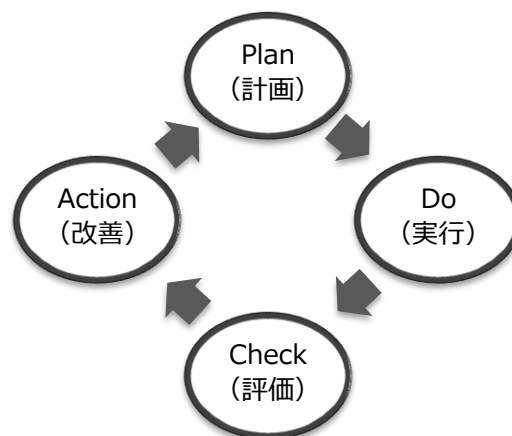
計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページを活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。





資料編



資料編

1 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が、2019（令和元）年5月10日に可決・成立し、2019（令和元）年10月1日から全面的に実施となりました。

（1）幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

2014（平成26）年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
2017（平成29）年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
2018（平成30）年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討報告書」（とりまとめ）
2018（平成30）年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
2018（平成30）年10月15日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月17日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回目）
2018（平成30）年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
2019（平成31）年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回目）
2019（令和元）年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
2019（令和元）年5月31日	幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
2019（令和元）年10月1日	幼児教育・保育の無償化施行

（2）幼児教育・保育の無償化の趣旨

少子高齢化という国難に正面から取り組むため、2019（令和元）年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換します。20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つであります。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取り組みを一気に加速し、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設、就学前の障がい児の発達支援についても、併せて無償化を進めるものです。

(3) 無償化の対象者・対象範囲等

① 幼稚園、保育所、認定こども園等

■ 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な保育料）の利用料を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、上限月額2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化。

※開始年齢：原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。

※保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。

3～5歳は施設による徴収を基本とする。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）。

■ 0～2歳：上記施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

② 幼稚園の預かり保育

■ 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※保育の必要性の認定：2号認定または2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）。

※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督。

③ 認可外保育施設等

■ 3～5歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（3.7万円）までの利用料を無償化

※認可保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業およびファミリー・サポート・センター事業を対象。

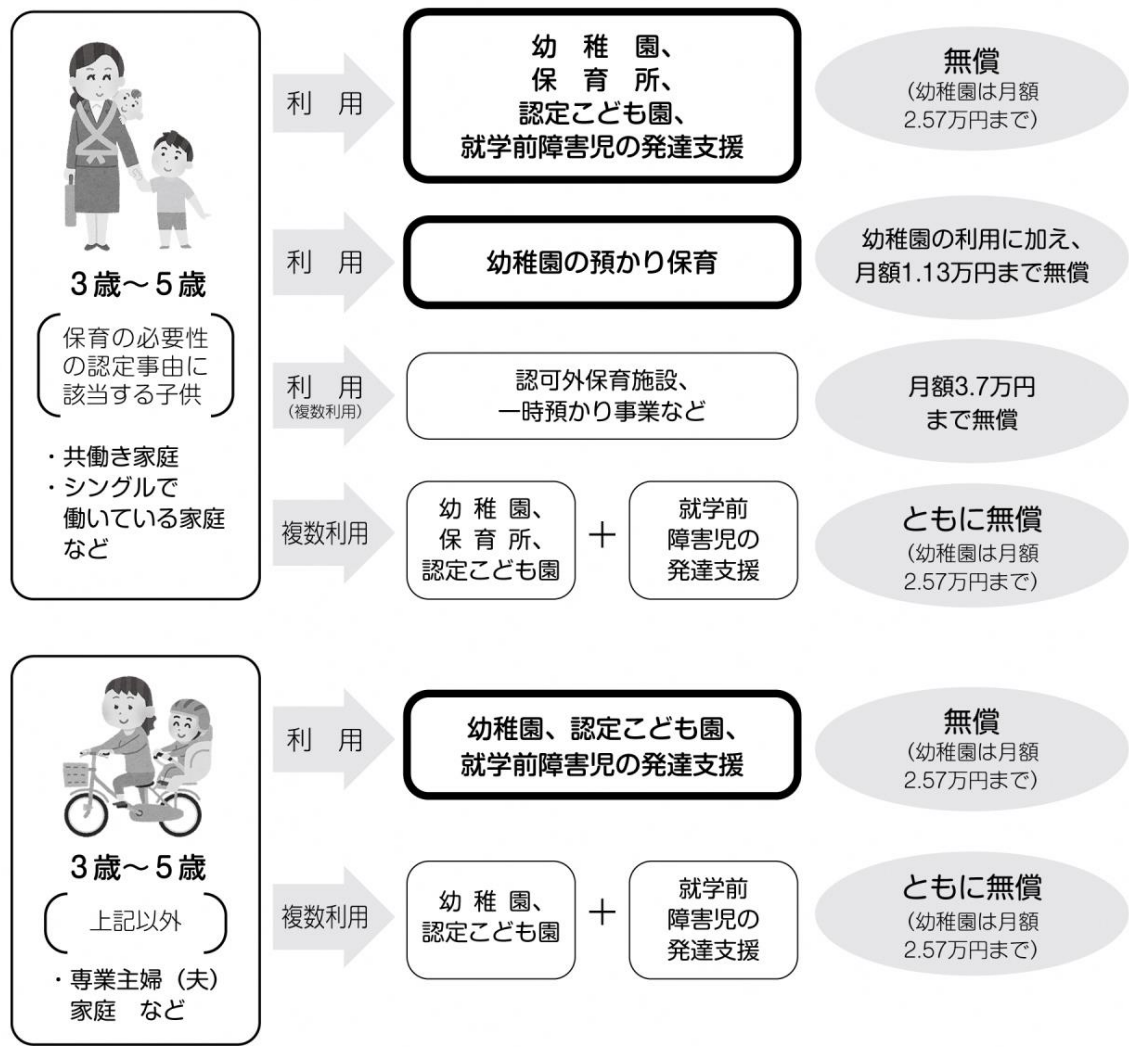
※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象。

※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定。

■ 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

④ 就学前の障がい児の発達支援

- 就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化
 - 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象
- 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



資料：内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」より

2 宮古市の独自支援に関する資料

R2入所申込み用



幼児教育・保育の無償化と 宮古市の独自支援について

令和元年 10 月 1 日から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

宮古市では、国の無償化制度の対象とならない方に対しても、独自の軽減支援を行っています。

国の制度と市の独自支援策によって、実際の負担がどのようになるのか、利用している（利用しようとしている）施設の種類ごとに支援の内容と必要な手続き等について御案内します。

ただし、市の独自支援を利用できるのは、宮古市民に限ります。



認可保育所・認定こども園(2号・3号保育認定)を利用の場合

- 0歳から就学前までの全ての期間で、保育料が無料になります。併せて、3歳以降の副食費も月額 4,500 円を超えない範囲で軽減します。
 - ◆3歳児以上の副食費（おかず・おやつ代）は、令和元年 10 月 1 日以降、保育料から切り離され実費徴収されることになりましたが、その費用についても市が支援します。（月額ひとり 4,500 円を上限）
 - 必要な手続きは、「副食費の給付を受けるための認定申請」です。
園を通じて必要な書類をお届けします。
 - ◆保育料については、市の制度による無償（0歳～2歳児）と国の制度による無償（3歳児～就学前）の期間に分かれますが、在園中の方は新たな手続きは必要ありません。（自動的に無償となります。）
- ※これから保育所等を利用しようとする方については、これまでどおり入所申込みの手続きを行っていただくことになります。（入所申込みに際し、就労等により保育に欠けるという条件が必要です。）

宮古市内の対象施設は、認可保育所（愛宕・千徳・津軽石・小山田・花輪・山口・佐原・磯鶏・崎山・田老・新里・常安寺・宮古・いすみ本園、分園）、認定こども園（宮古泉幼稚園・宮古ひかり・そけい幼稚園・あかまえこども園本園、分園）です。
(令和元年 10 月 1 日現在)

家庭的保育（3号保育認定）を利用の場合

- 0歳から3歳までの全ての期間で、保育料が無料になります。
 - ◆市内の家庭的保育の受入年齢は0歳～3歳未満となっております。
 - 必要な手続きは、ありません。（市の制度の適用を受け自動的に無償となります。）
- ※これから保育所等を利用しようとする方については、これまでどおり入所申込みの手続きを行っていただくことになります。（入所申込みに際し、就労等により保育に欠けるという条件が必要です。）

宮古市内の対象施設は、家庭的保育ルームつくしんぼ・子育てサポートセンター ククナの家です。
(令和元年 10 月 1 日現在)

幼稚園・認定こども園（1号教育認定）を利用の場合 （預かり保育利用なし）

- 満3歳から就学前までの全ての期間で、幼稚園等の利用料が無料になります。併せて、副食費も月額 4,500 円を超えない範囲で軽減します。
 - ◆副食費（おかず・おやつ代）は、令和元年 10 月 1 日以降、保育料から切り離され実費徴収されることになりましたが、その費用についても市が支援します。（月額ひとり 4,500 円を上限）
 - 必要な手続きは、「副食費の給付を受けるための認定申請」です。
園を通じて必要な書類をお届けします。
- ※これから幼稚園等を利用しようとする方については、これまでどおり入園の申込みの手続きを行っていただくことになります。

宮古市内の対象施設は、小百合幼稚園、認定こども園（宮古泉幼稚園・宮古ひかり・そけい幼稚園・あかまえこども園）です。（令和元年 10 月 1 日現在）

幼稚園・認定こども園（1号教育認定）を利用の場合 （預かり保育利用あり）

- 満3歳から就学前までの全ての期間で、幼稚園等の利用料が無料になります。併せて、副食費も月額 4,500 円を超えない範囲で軽減します。
 - ◆副食費（おかず・おやつ代）は、令和元年 10 月 1 日以降、保育料から切り離され実費徴収されることになりましたが、その費用についても市が支援します。（月額ひとり 4,500 円を上限）
 - 預かり保育の利用料は、利用日数に応じ、月額 11,300 円まで無料になります。
（※満3歳になってから最初の 3 月 31 日までの間は月額 16,300 円まで）
 - 預かり保育の利用料が無料となるのは「保育の必要性」がある方に限ります。
「保育の必要性」については、認可保育所の利用と同等の要件（就労等）があります。
 - 必要な手続きは、「預かり保育の利用料を無償とするための認定申請」と「副食費の給付を受けるための認定申請」の2種類です。
園を通じて必要な書類をお届けします。
- ※これから幼稚園等を利用しようとする方については、これまでどおり入園の申込みの手続きを行っていただくことになります。
- 「保育の必要性」がない場合でも、預かり保育は利用できます。（有料となります。）その場合、従来からの「預かり保育料軽減支援補助」を受けることができます。

宮古市内の対象施設は、小百合幼稚園、認定こども園（宮古泉幼稚園・宮古ひかり・そけい幼稚園・あかまえこども園）です。（令和元年 10 月 1 日現在）

- 保育の必要性があるとは？：保護者である父・母ともに、就労・妊娠・出産（母のみ）、育児（既に保育を利用中の子どもありの場合）、疾病・障がい、介護等、災害復旧、求職活動、就学などの理由により、日中、子どもを保育することができない事由があることです。

へき地保育所を利用の場合

- 就学前までの全ての期間で、保育料が無料になります。
- 保育料が無料となるのは「保育の必要性」がある方に限ります。
「保育の必要性」については、認可保育所の利用と同等の要件（就労等）があります。
- 必要な手続きは、「保育料を無償とするための認定申請」です。
園を通じて必要な書類をお届けします。
- ◆保育料については、市の制度による無償（0歳～2歳児）と国の制度による無償（3歳児～就学前）の期間に分かれますので、それぞれの期間において認定申請をしていただきます。
- 「保育の必要性」がない場合でも、へき地保育所は利用できます。（有料となります。）

宮古市内の対象施設は、小国保育所です。

（令和元年 10 月 1 日現在）

児童館を利用の場合

- 就学前までの全ての期間で、保育料が無料になります。（小学生の学童の家利用は有料です。）
- 保育料が無料となるのは「保育の必要性」がある方に限ります。
「保育の必要性」については、認可保育所の利用と同等の要件（就労等）があります。
- 必要な手続きは、「保育料を無償とするための認定申請」です。
館を通じて必要な書類をお届けします。
- ◆2歳児までと3歳児以降の期間に分け、それぞれの期間において認定申請をしていただきます。
- 「保育の必要性」がない場合でも、児童館は利用できます。（有料となります。）

宮古市内の対象施設は、重茂児童館、高浜児童館、田代児童館です。

（令和元年 10 月 1 日現在）

認可外保育施設を利用の場合

- 就学前までの全ての期間で、保育料を軽減します。併せて、副食費も月額 4,500 円を超えない範囲で軽減します。
- ◆保育料の軽減額は0歳～2歳児が月額42,000円まで、3歳児～就学前が月額37,000円までとなります。
- 保育料が軽減されるのは「保育の必要性」がある方に限ります。
「保育の必要性」については、認可保育所の利用と同等の要件（就労等）があります。
- 必要な手続きは、「保育料の軽減を受けるための認定申請」と「副食費の給付を受けるための認定申請」の2種類です。
園を通じて必要な書類をお届けします。
- ◆保育料については、市の制度による無償（0歳～2歳児）と国の制度による無償（3歳児～就学前）の期間に分かれますので、それぞれの期間において認定申請をしていただきます。

宮古市内の対象施設は、あすなろ保育所、かきのき保育園、ミルミル保育園（以上、全て事業所内保育所）キッズライン（個人のベビーシッター）です。

（令和元年 10 月 1 日現在）

「一時保育」、「病後児保育」、「ファミリー・サポート・センターでの子どもの預かり」を利用の場合

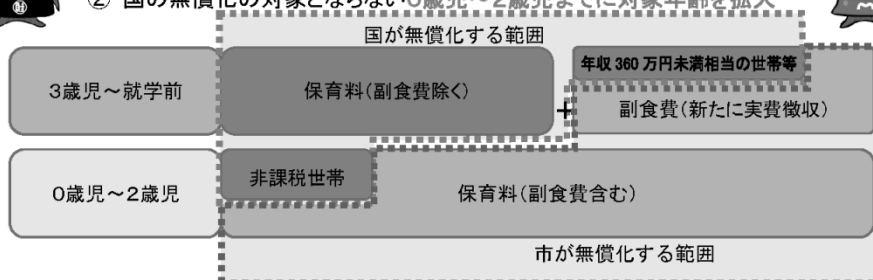
- 「保育の必要性」があるという認定を受けることで、これらの利用料について無償化の対象とできる場合があります。
- 「保育の必要性」については、認可保育所の利用と同等の要件（就労等）があります。
- ◆保育所や認定こども園の保育（2号・3号）利用している場合と幼稚園や認定こども園教育（1号）利用と預かり保育を併用している場合は、一時保育等の利用料は無償化対象外になります。ただし、これまで通り有料で利用することはできます。
- 必要な手続きは、「利用料を無償とするための認定申請」です。
- ◆利用料については、市の制度による無償（0歳～2歳児）と国の制度による無償（3歳児～就学前）の期間に分かれますので、それぞれの期間において認定申請をしていただきます。

宮古市内の対象事業は、一時保育（小山田保育所、田老保育所、新里保育所）、病後児保育（小山田保育所）、宮古市ファミリー・サポート・センターでの預かりです。
（令和元年10月1日現在）

宮古市の保育に係る軽減支援の基本的な考え方



- ① 新たに負担することになる副食費への支援
- ② 国の無償化の対象とならない0歳児～2歳児までに対象年齢を拡大



お問い合わせ: 宮古市こども課 子育て支援係 電話 68-9084

児童発達支援等を利用の場合

- ◆児童発達支援等とは、障がいのある子どもの早期療育支援を目的とした福祉サービスです。国の幼児教育・保育の無償化の制度にあわせ、3歳～就学前の利用者負担が無償化されました。さらに宮古市では、0歳～2歳の利用者負担が無償となるよう支援します。
- 就学前までの全ての期間で、利用者負担が無料になります。
- 必要な手続きは、3歳～就学前の児童はありません。0歳～2歳の児童は、利用者負担を無償とするための申請が必要です。

宮古市内の対象事業は、宮古市社会福祉協議会が実施する「すこやか幼児教室」です。
（令和元年10月1日現在）

児童発達支援等についてのお問い合わせ

宮古市福祉課 障がい福祉係 電話 68-9135

3 宮古市子ども・子育て会議条例

(1) 設置条例

平成25年10月15日

条例第44号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理するため、宮古市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 宮古市次世代育成支援対策地域協議会条例(平成17年宮古市条例第89号)は、廃止する。



(2) 委員名簿

任期:2018(平成30)年1月10日～2020(令和2)年3月31日

	委員種別	所 属	職	氏 名	備考
1	条例第2条第1号 (5名) ・法第6条第2項 に規定する保護 者			栗 原 友 美	小百合幼稚園 保護者
2				伊 藤 いづみ	宮古地区
3				澤 口 律 子	田老地区
4				田 鎖 淑 子	新里地区
5				日 野 充	川井地区
6	条例第2条第2号 (4名) ・子ども・子育て 支援に関する事 業に従事する者	学校法人岩手キリスト 教学園 認定こども園 宮古ひかり	園長	森 分 和 基	宮古私立幼稚 園協議会
7		学校法人磯鷄学園 認定こども園そけい 幼稚園	主任	宮 本 正 子	宮古私立幼稚 園協議会
8		社会福祉法人慈愛会 認定こども園あかまえ こども園	園長	小 関 憲 一	
9		宮古市立千徳保育所	所長	清 水 千 春	
10	条例第2条第3号 (3名) ・子ども・子育て 支援に関し学識 経験がある者	岩手県宮古児童相談所	所長	那 波 和 久	
11		宮古市校長会		千 田 剛	宮古市立高浜 小学校長
12		宮古市子ども会育成会 連合会	事務局次 長	有 原 領 一	
13	条例第2条第4号 (3名) ・事業主を代表す る者	社会福祉法人宮古市 社会福祉協議会	在宅福祉 課長	伊 藤 直 子	
14		特定非営利活動法人 宮古地区いきいきワー キングセンター	理事長	齋 藤 玲 子	
15		宮古商工会議所	事 業 推 進 課長	佐々木 秀史	
16	条例第2条第5号 (3名) ・その他市長が必 要と認める者	連合岩手宮古地域 協議会	事務局長	佐々木 正人	
17				黒 田 明 美	公募委員
18					

※前任委員 今野 浩彦(岩手県宮古児童相談所 所長)

4 用語解説

あ行

○育児休業

「育児・介護休業法」に基づく制度で、働いている人が1歳未満の子どもを養育するために休業を取得することができるものです。事業主に書面で申請することにより、原則として子ども1人につき1回、1歳に達するまでの連続した期間、育児休業を取得することができ、事業主は原則として申請を拒否することも、これを理由に解雇等不利益な取扱いをすることも禁じられています。

○NPO

「NonProfit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」といいます。

か行

○休日保育

日曜、祝日等における保護者の勤務等による保育需要に対応するために、保育施設で行う保育のことです。

○子育てサークル

子育て中の親子（主に保育所や幼稚園に通っていない3歳未満の乳幼児とその親）が、自主的に子育てに関する情報交換、遊びを通じた交流などを行っているグループのことです。

○子育て世代包括支援センター

主に妊産婦および乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行います。母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦および乳幼児の健康の保持および増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としています。

○子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のことです。



○子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭および地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付および子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律です。子ども・子育て関連 3 法の一つとして 2012（平成 24）年 8 月に制定された法律です。

さ行

○産後うつ病

出産後 1～2 週から数か月以内に現れるうつ病のことです。出産後の女性の 10～20%の頻度で生じます。

短期間に軽快するマタニティブルーと異なり、治療が必要です。

○障がい児保育

障がいのある児童について、保育希望があり、集団保育が可能な児童について行う保育のことです。

○食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

○身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある人に対して交付され、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。手帳の交付対象となる範囲は、身体障害者福祉法別表により定められており、障がいの種類別に重度の側から 1 級から 6 級の等級が定められています。

○次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭および地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とする法律です。

国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにし、国に行動計画策定指針、地方公共団体および事業主に行動計画の策定を義務付けています。

○児童館

地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

○児童養護施設

児童福祉法に定められる施設です。保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

た行

○待機児童

入所要件を満たしているにも関わらず、入所申込を行っても定員超過等の理由により入所できない状況にある児童のことです。

○男女共同参画

「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的な業務」というような、性別による役割分担意識にとらわれることなく、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野に男女が対等な立場で参画することができ、責任を担い、共に支え合いながら、個性と能力を発揮することです。

○地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設です。（子ども・子育て支援法第59条、児童福祉法第6条の3）

○特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）」のことです。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

○特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。



な行

○認可外保育施設

乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことで
す。

は行

○バリアフリー

子育て中の親子や高齢者、障がい者などが社会生活を営む上で障害となる物理的、精神的
な障壁（バリア）を取り除くことです。

○ひとり親家庭

母子家庭、父子家庭、寡婦（配偶者のいない者で、かつて母子家庭の母であった者）、養
育者（父母の代わりに児童を養育する者）のことで

○病児・病後児保育

当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない乳幼児および病気の回復
期にある乳幼児を保育所等で集団生活ができるようになるまでの間、医療機関に併設され
た施設で看護師等が一時的に預かるものです。

○放課後子ども教室

学校施設などを活用し、保護者や地域の多様な人材の参画を得て、放課後の安全・安心な
居場所やスポーツ・文化活動などの多様な体験活動を提供する場のことで

○放課後児童クラブ

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の
健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を行う場所のことをいいます。

ま行

○民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立っ
た相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねて
います。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見
守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行います。

や行

○薬物乱用

医薬品を本来の目的から逸脱した用法や用量あるいは目的のもとに使用すること、または、医療目的でない薬物を不正に使用することです。1 回の使用でも乱用とされる代表的な薬物として、シンナー、覚せい剤、大麻などが挙げられます。

○要保護児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童または保護者に監護させることが不適當であると認める児童のことです。

ら行

○療育手帳

「療育手帳制度について(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)」により知的障がい児・者に対する各種の援助を受けやすくするため、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された方に対して交付されます。

障がいの程度により重度の側から A1、A2、B1、B2 の 4 つの区分があります。また年齢や障がいの程度により再判定が必要になります。

わ行

○ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことです。「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指しています。



宮古市 第二期子ども・子育て支援事業計画

発行日 2020（令和2）年3月

発行元 宮古市 保健福祉部 こども課

住 所 〒027-8501 岩手県宮古市宮町1丁目1番30号

TEL 0193-62-2111 FAX 0193-62-7422

URL <https://www.city.miyako.iwate.jp/>

